

自 己 点 検 評 価 書

令和 8 (2026) 年 6 月

東京未来大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色 等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	12
基準 4. 教育課程	24
基準 5. 教員・職員	44
基準 6. 経営・管理と財務	50
VI. エビデンス集一覧	59

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の基本理念

東京未来大学(以下、「本学」という。)の母体である学校法人三幸学園(以下、「学園」という。)は、昭和 60(1985)年に設立された。前身は本学園創立者の鳥居秀光によって昭和 49(1974)年千葉県市川市に創立された。創立当時から「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目指し(ビジョン)、現在、全国 12 都市に 66 の専門学校、1 つの特別支援学校、1 つの大学(本学)、1 つの短期大学、3 つの通信制高等学校、1 つの中学校、東京・千葉を中心に 14 の認証保育所と 24 の認可保育所、4 つの認可外保育所等を展開している。(令和 8(2026)年 5 月現在)

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成 19(2007)年に、こども心理学部こども心理学科、こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程で開学し、その後、平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科(翌年に通信教育課程を開設)を開設し、現在に至っている。本学は、学園が定める教育理念である「技能と心の調和」を受け継いで大学の教育理念として定め、専門的な知識や技能を学ぶと共に、人間性豊かな心を併せ持つ人材を育成する。

2. 使命・目的

本学は、教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことを使命(ミッション)とし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的とする。

この使命、目的の実現にあたり、こども心理学部においては、「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを学部の教育目的と定める。

モチベーション行動科学部においては、『社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことを学部の教育目的としている。

3. 大学の個性・特色等

本学の使命・目的は普遍性の高いものであるが、社会情勢に対応しつつ使命・目的をどのように実現していくか常に考えることが必要であり、本学の個性・特色の中でその具現化を目指している。

(1) クラス制の導入

本学は、2 学部を合わせても 1 学年定員 340 名の小規模大学であり、授業の規模も概して小さい。この少人数教育による教育効果を最大化するためにクラス制とすることで、学

生一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を可能にしている。主に学修面をサポートする専任教員によるクラス担任に加えて、履修支援を含む学生生活全般を広くサポートするキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という。)を配置し、在学中はもちろんのこと、入学前から卒業後まで学生のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を開学以来継続している。

(2) 学生支援

入学者選抜では「特待生入試」を実施し、成績、面接評価をもとに学費減免を行っている。奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の「みらい奨学金」を設置している。大学生活上の各種相談については、クラス担当教員、CAが常時対応するとともに、特に心理的問題については、学生相談室(わかばルーム)において、専門カウンセラーが対応している。就職支援、キャリア支援については、学内に設置された「キャリアカフェ」に専門スタッフが常駐し、就職に向けた支援や各種資格取得に関する支援を行っている。また、1年次からオープン・カンパニーに参加することができる体制を整えている。

(3) 研究支援

教員の研究支援体制は、一人あたり45万円の個人研究費がすべての専任教員に対して支給される。この他に、学内研究費申請制度が設けられ、専任教員は100万円を上限に、個人研究または共同研究予算を申請することができる。50万円以上を申請する場合には科学研究費(科研費)助成を申請することと研究成果公表の義務を負う。この学内研究費申請制度は、本学における競争的資金制度として、教員の研究活性化を促す特色の一つである。

(4) 通信教育課程の学び

本学では、社会人として働きながら学修や資格取得を目指す志望者、子育て中の親や保育者など時間に制約があり通学での学修が困難な志望者に対し、可能な限りの学修機会を提供するために、「いつでもどこでも」学べる通信教育課程も設置している。メディア授業、テキスト授業、スクーリングによる対面授業等を通じて、多くの人たちに学修の場を提供することで、教育理念・目的の実現を目指している。近年は受講者の要望もありメディア授業への移行が進めている。

(5) 地域連携の強化

本学は、平成16(2004)年4月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された。足立区の大学誘致の重要施策として位置づけられているのが、産学公連携であり、本学への期待も大きい。本学は、地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、「幅広い職業人の育成」及び、「地域の生涯学習機会提供の拠点」としての機能に大きな比重を置いている。また、本学教員は多くが、足立区の各種政策に関わる専門委員、学識経験者として活動している。その他にも、足立区を中心として各種の地域振興イベントに協力している。また学内に「地域連携センター」が設置され、こうした地域連携活動の窓口としての役割を担っている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

学校法人三幸学園及び本学の沿革は以下のとおりである。

昭和 60(1985)年 3 月	学校法人三幸学園設立
平成 19(2007)年 4 月	東京未来大学 こども心理学部を開学 こども心理学科こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程
平成 23(2011)年 4 月	こども保育・教育専攻へ名称変更、入学定員増員
平成 23(2011)年 9 月	モチベーション研究所 設置
平成 24(2012)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部設置 モチベーション行動科学科
平成 25(2013)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科通信教育課程 設置
平成 31(2019)年 4 月	こども心理専攻を心理専攻へ名称変更

2. 本学の現況

・大学名 東京未来大学

・所在地 堀切キャンパス 東京都足立区千住曙町 34-12
六町グラウンド 東京都足立区南花畑 1-14-32

・学部構成

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在

学 部	学 科	専 攻 ・ 課 程
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻 こども保育・教育専攻 通信教育課程
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科 同上	通信教育課程

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-①学内外への周知

東京未来大学(以下「本学」という。)における教育の目的は下記の手法で学内外に周知している。

(1)教職員、役員、在学生:本学公式ウェブサイト【1-1-1】、学生便覧・履修の手引き【1-1-a】

(2)新入生:東京未来大学での学び方(オリエンテーション)【1-1-b】

(3)受験生、保護者:本学公式ウェブサイト、大学案内【1-1-c】、学生募集要項【1-1-d】、保護者・保証人説明会のお知らせ【1-1-e】

(4)卒業生、学外関係者、産業界:本学公式ウェブサイト、求人のためのご案内【1-1-f】

1-1-②中期的な計画への反映

中期経営計画に掲げる「学生を中心に据えた学修者本位の教育の実現」、『学生の「学びたい」「身につけたい」を叶える教育』、「学びにおける学生の主体性、自律性を重視する教育」の推進は、本学の教育目的「高度専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」を踏まえて設定されたものであり、今回の計画では、特に、教育目的における「高い意欲」「自ら考え、自ら行動する」側面の育成に主眼を置いている【1-1-g】。

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学のディプロマ・ポリシーである「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」は、教育目的「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する」を直接反映させたものである。

また、本学のカリキュラム・ポリシーである「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」のうち、「高度

な専門的知識や技能を身につけるための専門教育」は、教育目的の「高度な専門的知識・技能を持ち」を直接反映したものであり、また「幅広い教養」「独自の人間教育」は、これらによって、教育目的に掲げる「人間性豊かな心」、「社会に貢献する人材」が育成されとの考えに基づくものである。

さらに、本学のアドミッション・ポリシーである「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」は、教育目的に掲げる「高度な専門的知識・技能」の修得、「人間性豊かな心」「高い意欲」の育成の前提となる要件であり、本学の教育目的を反映して設定されている。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育理念、教育目的を達成するために、こども心理学部(こども心理学科：保育・教育専攻、心理専攻)、モチベーション行動学部(モチベーション行動科学科)の2学部2学科2専攻を設置している。

本学のこども心理学部は、心理系学部の中に、保育・教育専攻と心理専攻が並置されており、これは、「技能と心の調和」という。本学の教育理念を具現化したものであり、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭としての教育実践技能とその基盤となる心理を理解する力量の修得、心理専門職としての実践的技能と体系的な心理学理論の修得が可能となる教育研究組織が整備されている。

また、本学の教育目的「高い意欲を持ち続け、社会に貢献する人材を育成する」を実現するのが、モチベーション行動科学部である。モチベーション(motivation)とは、動機づけ、人の活力、心理的な活動エネルギーを意味する概念であり、モチベーション行動科学部は「意欲」を科学的に理解し、その実践、応用、社会的実装を目指す研究教育を推進している。

1-1-⑤ 変化への対応

本学アセスメントプランによる教育目的等の検証を毎年度実施し、その結果を「教育の質を保証するためのアセスメント」として内外に公表するとともに、学科会議、学部教授会及び専攻、全学教授会において検証を行っている【1-1-h】。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

使命・目的及び教育研究上の目的の周知は、本学公式ウェブサイト、学生便覧・履修の手引き、大学案内、企業向け資料等により、確実に行われている。また、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、三つのポリシー、中期経営計画に反映されており、これらを達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織の整備がなされている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

なし

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

使命・目的及び教育研究上の目的は、本学創設時に定められ、本学教育研究の根幹をなす普遍的な理念であるが、社会情勢の変化に鑑み、令和 7(2025)年度より全学教授会において定期的な点検を行っている【1-1-i】。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1)2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2)2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学の方針である「東京未来大学内部質保証に関する方針」【2-1-1】を定めるとともに、学則第2条第1項で「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする」と定めている【2-1-a】。

内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検・評価・改善の対象となる項目については、「東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程」第7条に明記されている【2-1-3】。

令和7(2025)年度より、教学、研究支援、学生支援、教学マネジメントに関する5か年の中期経営計画と全学方針が作成され、自己点検・評価・改善委員会より、全学に公表、周知されている。この方針、および計画項目は、内部質保証の具体的基準ともなるものであり、各種委員会・センター、エンロールメント・マネジメント(以下、「EM」という。)局は、その実現に向けた活動を行う。

内部質保証のための恒常的な組織である自己点検・評価・改善委員会は、委員会設置の根拠となる「東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程」の第1条において「この規程は、東京未来大学学則第2条第1項に基づき、東京未来大学(以下、「本学」という。)における自己点検・評価・改善及び内部質保証を行うために必要な事項を定める」こととしている【2-1-3】。

自己点検・評価・改善委員会を統括組織として、各学部教授会、全学教授会、各委員会・センターにおいても、全学方針に従って内部質保証のための恒常的な点検・評価、その結果に基づく改善改革作業が行われており、組織体制は整備されている。東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程第5条では、委員会に委員長を置くこと、委員長は学長をもって充てるとしており、本学における内部質保証体制の責任主体が学長であることを明確に定めている【2-1-2】。

さらに同規程第8条では、「本学を構成するものは、個人たると組織たるとを問わず、自己点検・評価・改善及び内部質保証の結果をふまえ、積極的にその結果を活用して、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めるものとする」ことが明示されており、全教職員が内部質保証に取り組む体制を整えている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1)2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2)2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学長が委員長である自己点検・評価・改善委員会を実施主体として、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準に基づいた、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施している。結果は、自己点検評価書として纏められ、全学教授会での審議を経て学内のすべての構成員で共有されるとともに、本学公式ウェブサイト上で社会に広く公表されている【2-2-2】。

さらに、本学独自の「東京未来大学アセスメントプラン」【2-2-a】に基づき、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、及び教育目標の達成度を測定し、分析結果を各専攻・学科会議、学部教授会、全学教授会で共有するとともに、点検評価を行って改善点を明らかにすることにより、次年度に向けた、新たな取り組みを行う体制を整えている。上記達成度評価は「教育の質を保証するためのアセスメント」として、本学公式ウェブサイト上で公表している【2-2-b】。本アセスメントの実施主体も自己点検・評価・改善委員会である。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27(2015)年より、インスティテューショナルリサーチ(以下、「IR」という。)センターを設置している。IR センターは、東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程第 2 条により、東京未来大学における教育理念を実現するために必要な調査、分析及び考察を行うことを目的とすることが定められている【2-2-5】。また、同規程第 3 条により、IR センター業務として、(1)大学運営にとって重要な方針を立てるために必要な情報の提供、(2)本学が有する学内情報の収集並びに当該情報に関するデータベースの整備、(3)データベースを利用した分析及び考察、(4)高等教育政策の情報収集及び提供、(5)高等教育に関わる社会情勢の情報収集及び提供が定められている。

これまでに、各種教務データ、入学予定者アンケート、新入生アンケート、メンタルヘルス調査、学生生活実態調査、過年度卒業生アンケート、MIRAI FES. アンケート、進路に関するアンケート、身につけるべき学士力調査など、学内で実施されてきた各種の調査結果や資料をデータベース化するとともに調査結果の集計分析、その他調査の実施主体に対する分析協力を行っている。

このように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制が整備されている。分析の結果は、全学教授会にて報告され、学内で共有されている【2-2-c】。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、以下の複数の方法で、学修支援、学生生活、学修環境等に対する学生の意見・要望のくみ上げを行っている。

(1) CA との面談

クラス担任教員やゼミ担当教員とキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という。)が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げ、対応する環境を整えている。半期に一度、全員に対し、対面式の個人面談を行い、学修面や進路面とともに学生生活全般での相談に応じている【2-3-a】。学生の状況により、リモートでの面談も実施している。

通信教育課程においては、社会人が主たる学生になっているため、時間を設定しての面談は困難をとまなう。そのため、学生が必要と感じたときに、その都度、担当の CA を中心に電話やメールできめ細かく学生からの相談できる体制を整えている【2-3-b】。

(2) 教員によるオフィスアワーの設定

通学課程、通信教育課程ともに、授業担当教員がシラバスにオフィスアワーを記載し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見をくみ上げる機会を設けている。対面授業と遠隔授業など授業形態に合わせて、各教員が連絡・伝達事項に漏れがないように気を配り、さらに学生からの意見や考えをくみ上げるように努めている【2-3-c】。

(3) 授業評価アンケート

授業内容等に関する意見については、教育改善向上委員会が学生による授業評価アンケートを年 2 回全科目(一部、ゼミ、卒業論文や学外実習系の科目は除く)に対し、学修システム(以下、「CoLS」という。)の機能を用いて実施し、授業に対する評価及び意見を聴取している。その結果については担当教員にフィードバックし、その後の授業改善に役立てている【2-3-d】。

(4) 学生生活に関する調査

学生生活委員会は、学生生活実態調査及び卒業時アンケートで、学生の満足度について調査を行っている【2-3-e】。学修支援に係る項目としては、学内の自習場所に関する項目がある。選択項目としては、「教室」「図書館」「学食・学生ホール」「その他」「学内にはない」を設けている。これによって、学内での学修支援のニーズの把握に努め、施設の充実を図っている。学生生活実態調査及び卒業時アンケートでは、調査結果の経年比較を視野に入れ、経過分析調査時期や項目など再検討を行っている。また、EM 局がベネッセに依頼して実施する GPS-Academic の調査結果を参考に、学修支援の充実に努めている。

(5) 意見交流会

年2回、学友会代表者と大学執行部との意見交流会を開催し、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望を聴取する機会を設けている。学生から提出された要望等は、全学教授会で報告後、対応策が協議され、次回の意見交流会で回答している。【2-3-f】。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

自己点検・評価・改善委員会の下に外部評価員会議を設置して年1回開催し、本学の学上の課題全般について意見・要望の聴取を行っている【2-3-g】。指摘事項については、自己点検・評価・改善委員会での分析、全学教授会での報告を経て、次年度以降の教育研究、自己点検・評価・改善活動に反映させる努力を行っている【2-3-6】。

2-3-③ 内部の質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、認証評価機関による認証評価を受けることを、学則第2条第1項に明記し、内部質保証に関する中心的組織として自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検評価の結果については、全学的に共有を図ることで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを起点とする内部質保証を確実にを行うため、東京未来大学アセスメントプランを策定している【2-3-h】。アセスメントプランは、アドミッション・ポリシーの達成度を検証する入試種別ごとの受験、合格、入学状況調査、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容の具体的な到達点・目標として定めた身につけるべき学士力の達成度を測定検証する身につけるべき学士力調査、学期の終盤に実施される授業評価アンケート、授業や学内諸活動プログラムを通じて、学生がディプロマ・ポリシーで求めている要件をどの程度達成したかを確認する卒業時アンケート等の評価指標から構成されるものである。これに基づき、三つのポリシー、教育の目的、及びこれらに沿った学修成果の達成状況を、全学レベル、学位レベルで点検・評価する体制が整備されている。アセスメントプランによる点検・評価結果は、教育の質を保証するためのアセスメントとして、全学教授会へ報告される【2-3-i】とともに、本学公式ウェブサイトで公表している【2-3-j】。これらは、三つのポリシーを起点とした教育の質向上への取り組み、取り組み結果の評価、これに基づく改善実施、改善効果の確認、新たな改善への取り組みというPDCAサイクルを構成する活動である。

点検評価の客観性を担保する観点から、東京未来大学外部評価員規程【2-3-k】を定め、外部評価員制度を整備し、自己点検・評価・改善委員会の下に外部評価員会議を設置して、三つのポリシーを起点とした内部質保証、その結果に基づく教育の改善・向上をより確実にする取り組みを行っている。

令和7(2025)年より、自己点検・評価結果、認証評価結果を踏まえた新たな第Ⅱ期中期経営計画を策定している。目標を「学生を中心に据えた学修者本位の教育の実現 ～『学びたい』『身につけたい』を叶える教育の推進～」とするとともに、目標実現のために「教学」「研究支援」「教学マネジメント」「学生支援」から成る下位カテゴリーを設定し、さらに、各カテゴリーを構成する項目、及びこれらを達成するための具体的施策を年

度ごとに定めており、これらにより、内部質保証体制のより一層の充実を図っている【2-3-1】。

毎年度の自己点検・評価報告は、本学公式ウェブサイト等で公表しており、外部評価員会議等において説明も行っており、学外関係者の理解・支持が得られる努力を行っている。

上述のように、公式ウェブサイトでの公表は行っているが、学生が容易にアクセスできるよう、CoLS への掲載も行っている。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果がでている取組、特色のある取組み

内部質保証に関する全学的な方針を明らかにするとともに、自己点検・評価・改善委員会を内部質保証のための恒常的な組織として整備しており、明確な責任体制を構築している。上記、自己点検・評価・改善委員会において、毎年度、エビデンスに基づく自己点検・評価・改善活動を実施し、その結果を自己点検評価報告書として、本学公式ウェブサイトにより、広く社会に公表している。IR センターを設置し、本学の教学等現状を把握するための調査の実施、データの収集と分析を行う体制を整えている。

また、教員によるオフィスアワーの設定、授業評価アンケート、学生生活に関する調査等の複数のチャンネルから学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備している。

さらに、外部評価員会議により、学外関係者に意見・要望を聴取する体制を整えている。新たに令和 7(2025)年度より、自己点検・評価結果、認証評価結果を踏まえた第Ⅱ期中期経営計画を策定し、内部質保証体制のより一層の充実に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部質保証にかかる全学調査、データ収集・分析は多角的に行われているが、調査により管轄部局が異なり、全調査、分析を IR センターで一元的に管理する体制の整備が課題である。

(3) 課題に対する改善状況と今後の取組み予定

学生の意見・要望、学外者の意見・要望の聴取、その内容の分析、検討の体制は整っているが、分析結果、対応策を教育研究や大学運営の改善・向上に確実に反映させるシステムの検討を令和 8(2026)年度以降進める。

基準 3. 学生**3-1. 学生の受入れ****①アドミッション・ポリシーの策定と周知****②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証****③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 3-1 の自己判定**

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学の教育理念である「技能と心の調和」、また教育の目的である「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材の育成」に基づき、大学のアドミッション・ポリシーを「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」と定めている。さらに、各学部・専攻・課程の特性に則して、具体的な能力・資質を示している。こども心理学部保育・教育専攻では5つ、こども心理学部心理専攻では4つ、モチベーション行動科学部では5つを定めている。また、こども心理学部通信課程では4つ、モチベーション行動科学部通信課程では4つの能力・資質を定めている。

アドミッション・ポリシーは、通学課程、通信教育課程ともに本学公式ウェブサイト

【3-1-1】および学生募集要項【3-1-a】により、志願者及び保護者、高校教諭等、広く一般に公開している。さらに、通学課程に関しては、オープンキャンパスや本学主催の入試説明会、企業主催の大学説明相談会、高大連携、高等学校の要請による出前授業、高等学校の訪問(進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加)、高等学校の生徒(1・2年生を含む)のキャンパス見学などの機会を活用し、大学案内や学生募集要項を使用しながらアドミッション・ポリシーについて説明し、周知を図っている。

また、通信教育課程に関しては、入学説明会などの機会において大学案内【3-1-b】や学生募集要項を使用しながら、入学希望者に対してアドミッション・ポリシーについて説明をし、周知を図っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

通学課程においては、アドミッション・ポリシーに沿って、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れるために、【表 3-1-1】に示すような選抜方法の異なる入試種別を設けており、いずれも選抜においても総合的な評価を行っている。

【表 3-1-1. 通学課程の入学者選抜方法】

入試種別	選抜方法	試験概要
総合選抜	面接及び小論文試験	志望理由書、活動報告書、調査書、小論文試験、面接試験(集団)を評価対象物として、総合的に評価している。

学校推薦型	面接及び小論文試験	志望理由書、活動報告書、調査書、小論文試験、推薦書、面接試験(集団)を評価対象物として、総合的に評価している。
一般選抜	筆記試験	志望理由書、調査書、科目試験(国語及び数学または英語の2科目)を評価対象物として、総合的に評価している。
	大学入試共通テスト利用	調査書、大学入試共通テストを評価対象物として、総合的に評価している。

入試業務は、「東京未来大学入学者選考規程」【3-1-c】に基づいて設置された全学入試委員会が中心となり行っている。入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等は、全学入試委員会において協議された後、学長が決定する。

入学試験は、全学入試委員会の管理、運営のもとで採点が行われ、採点は公平性を担保するため、受験生情報を伏せて行われている。出題者を含めダブルチェックを行い、採点ミスの発生を防いでいる。合否判定は、各入試種別により課している学力試験、面接、小論文等の採点結果をもとに、各学部入試委員会の審議を経て、全学入試委員会が合格者案を作成する。合格者案は全学教授会において審議し、合格者の決定を行い、学長が入学を許可する。

また、入試種別で入学者の特性を分析し、アドミッション・ポリシー及び選抜趣旨に沿った入学者選抜が行われているかについて検証している【3-1-d】。

通信教育課程においては、アドミッション・ポリシーに沿って、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れるために、出願形態を1年次入学、3年次編入学、科目等履修生の3つの形態で設けている【3-1-e】。

入試業務は「通信学務委員会規程」【3-1-f】に基づき、通信学務委員会が中心となり行っている。入学者選抜の詳細、学生募集要項に関する事項等は、通信学務委員会において協議された後、学長が決定する。

入学者の選抜は、「東京未来大学入学者選考規程」第2条第2項に基づき、書類による選考を行っている【3-1-c】。書類選考の基準および方法は「入学選考の基準及び合否処理の手順に関する申し合わせ(通信教育課程)」【3-1-g】に定め、志望理由書をもとに通信学務委員会の協議において合否判定案を作成し、全学教授会によってこれを決定し、決定結果に基づき学長が入学を許可する。また、入試の実施状況・志願者の動向等について通信学務委員会にて確認を行い、検証の機会としている。【3-1-h】

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対する入学者数や入学定員充足率、収容定員充足率は、各学部・専攻の志願者数、合格者数、入学者数は、本学公式ウェブサイトの情報の公表に公開している【3-1-i】。

通学課程においては、こども心理学部、モチベーション行動科学部ともに、入学定員と収容定員に照らして、適切に学生数の確保、維持ができています。

通学課程こども心理学部、モチベーション行動科学部では、令和7年度より定員の変更を行った。これは全国的な保育系進路希望者数の減少による保育分野への志願者数の減少

及び心理分野の志願者数の増加を鑑みた結果によるもので、こども心理学部こども保育・教育専攻の定員は 200 名から 160 名、こども心理学部心理専攻の定員は 80 名から 100 名、モチベーション行動科学部の定員は 60 名から 80 名に変更した。これらの定員変更は、全学入試委員会による協議のもとに変更案が作成され、全学教授会に諮った上で、学長が決定した【3-1-j】。

通信教育課程においては、定員充足が維持できている。定員充足率の超過率が大きい点については、合否判定案策定の際に通信学務委員会にて施設設備等に問題がないことを確認・調整の上で判断しており、教育の質の担保上でも問題ないと判断をしている。さらに、ティーチング・アシスタント(以下、「TA」という。)の運用強化により教育環境の維持を図るとともに、さらなる定員充足率の適正化と受け入れ数の適切性の検証を進めている。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

組織規程に基づき、教職員の組織的連携体制を確保するとともに、「求める教員像及び教員組織の編制方針」及び「求める職員像」を定め、教職員が積極的に学生に関わり、教職協働を推進する方針を明示している【3-2-a】。多様な学生が就学する現状を踏まえ、教員と職員の緊密な連携の下、必要とする学生が合理的配慮を確実に受けられる体制を構築し、学修機会の公平性を確保することを基本方針としている。

この方針に基づき、エンロールメント・マネジメント(以下、「EM」という。)局、各学部学科、入試委員会、教務委員会、学生生活委員会、保健室、学生相談室等が連携し、学修支援を実践している。具体的には、入学までの学習意欲の継続・向上を目的とした「入学前教育プログラム(基礎力アップドリル・入学前ゼミナール)」を全学部の入学予定者対象に実施し、学修・研究の基礎となる問題把握力及び論文読解力の定着を目的とした一年次必修科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を設置している。また、履修指導や学生生活におけるマナー指導、目標設定を支援するため、「新入生オリエンテーション」「スタートアップセミナー」(全学部・1年次対象)及び「新年度オリエンテーション」(全学部・2～4年次対象)を実施している【3-2-b】。

中期経営計画においては、学修支援体制の整備を重点課題とし、①学修支援室の新設による全学的支援体制の強化、②実習支援を含む新たな支援体制構築に向けた条件整備、③キャリア支援の充実(「単位型インターンシップ」科目の新設)、④留学・異文化交流支援の強化(留学プログラムの企画・提供、海外渡航危機管理システムの構築、多彩な異文化交流機会の提供)を推進している。

令和 8(2026)年には学修支援室を設置し、教員と職員が協働する体制を整備した【3-2-2】。さらに、EM 局、各学部学科、学生相談室、保健室等が連携し、履修指導、学修相談、キャリア形成支援を包括的に実施している。グローバルセンターを設置し、留学及び異文化交流に関する専門的支援も担っている。

履修指導においては、Google フォームを活用した履修相談体制を構築し、GPA 値が低い学生に対する個別面談を実施した結果、履修登録の適正化及び学修意欲の改善が認められた。また、学修システム(以下、「CoLS」という。)を活用し、履修状況の再確認及び PDF 提出による自己管理の徹底を図り、履修漏れ防止に寄与した。これらの学修支援を実現するため、学部・専攻別にクラス制を導入し、EM 局所属のキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という。)と専任教員をクラス担任として配置している【3-2-c】。

通信教育課程においても CA を配置し、入学から卒業まで学修及び学生生活を支援している。授業担当教員と連携し、学生の履修状況や取得希望資格・免許を把握し、CoLS、電子メール、電話等を用いて履修相談、学修の進め方に関する助言、成績不良者への個別連絡等を行っている。さらに、新入生を対象とした「WEB オリエンテーション」も実施している【3-2-d】。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動を支援するため、「TA に関する規程」及び「スチューデント・アシスタント(以下、「SA」という。)に関する規程」を定め、担当教員の申請に基づき TA または SA を採用し、所定の研修を実施した上で教育補助業務に従事させている【3-2-e】。

授業時間のみならず、授業内容等に関して担当教員から直接指導を受ける機会を確保するため、授業期間内に週 60 分から 90 分のオフィスアワーを設定し、また CoLS 上のフォローアップ機能や電子メールを活用することにより、全学的にオフィスアワー制度を実施している。制度については、学生便覧またはシラバスにおいて学生に周知している【3-2-f】。

また、「障がいのある学生の学修支援に関わる基本方針」を定め、大学ウェブサイトにて広く周知するとともに、「学修上の配慮と手続きに関する事前説明シート」を用いて希望を募り、所定の手続きを経て学修上の支援内容を決定し、教職員に周知することにより、障がいのある学生への合理的配慮を実施している【3-2-5】。

さらに、令和 8(2026)年度より、学修支援室を設置し、スクールソーシャルワーカーを配置した。これにより、専門的知見をもって学生に適切な支援を提供できる体制を整備し、障がいのある学生を含む多様な学生への学修支援を一層充実させている。

また、中途退学等の防止、成績不良の改善、並びに学生生活全般の支援を目的として、CA による学生生活面談(全学部・全学年対象、毎学期一回以上)及び GPA 面談(全学部・全学年、成績不良者対象)を実施している。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1)3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施**

本学では、基準 1 で述べた教育目的を具現化するため、社会的・職業的自立を促す独自の「キャリア科目」を体系的に配置している。1 年次で就学力、2 年次で就業の基礎力を身に付けさせ、3・4 年次で主体的に進路を選択する就活力が発揮できるよう、自ら行動し社会に貢献できる人材を輩出することを目的にキャリア教育を行っている【3-3-a】。

1 年次の必修科目「カレッジ&キャリアスキルズ」では、大学基礎講座(履修指導から、ノートの取り方、レポートの書き方など)、学士力等、大学生活や研究スキルに主眼を置いた授業を実施している。

2 年次の必修科目「キャリアデザイン」は、自ら行動し社会に貢献できる人材の育成を目指し、職業観の醸成と論理的思考力、情報発信力を養う授業を実施している。具体的には、学生が自主的に職業を調べて発表する職業探検、論理的思考力を養う小論文作成、社会人基礎力、チームビルディングなど、ワーク中心の実践的教育課程を組んでいる。これらは、3・4 年次のキャリアガイダンスに引き継がれ、就活力を高める教育課程に移行する。なお、キャリア科目では上記を軸にして、必修科目「プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」(1 年次)、「国語表現」(1 年次)の他、社会人の現場体験を聞きグループワークを通じて就業意識を醸成する「キャリアモデル・ケーススタディ」「キャリア形成論」「事例で学ぶビジネス」等の選択科目の拡充も図っている。「単位型インターンシップ」は事前事後指導を受け、大学推薦のインターンシップに参加し成果報告会で発表をする両学部・専攻に開かれた 3 年次の選択科目である【3-3-b】。

また、保育職・教職を目指す学生に対しては、保育・教職センターを中心にキャリア教育を取り入れている。こども心理学部においては、小学校教員希望者と福祉・保育職希望者に分け、希望進路別にキャリアガイダンスや対策講座などの就職支援を行っている。小学校教員を希望する学生については、筆記試験対策や面接試験対策を中心とした教員採用試験対策を行っている。福祉・保育職を希望する学生については、私立希望者、公立希望者、あるいは施設希望者など希望進路に合わせたプログラムを通じて就職活動への意欲を高めるよう工夫している。また、就職模擬試験を実施し(施設希望者：3 年次 1 月、公立希望者：3 年次 3 月、私立希望者：4 年次 8 月)、就職活動が本格化する前に学生個人が自己の課題を見つけ、本試験に向けてスキルアップする機会としている。公立保育所・公立幼稚園を目指す学生に対しては、外部委託(有料)による公務員対策講座を 3 年次 12 月より開催し、筆記試験対策を実施している。

モチベーション行動科学部においては、中学校・高等学校教員希望者を対象に、キャリアガイダンスや対策講座などの就職支援を行っている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

卒業後の進路に対する相談・助言体制として、3 年次のキャリアガイダンスでは、一般企業希望者、福祉・保育職希望者別に学生の就職活動準備時期に合わせ、月 1 回から 2 回程度実施している。一般企業希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/エントリーシート対策、面接対策講

座、グループディスカッション対策講座、学内企業説明会などがある。本学学生の資質、志望先に合わせた教育課程を独自に組み、そこから興味、思考を広げて、業界や企業を体系的に見つけていく指導をしている。福祉・保育職希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、履歴書対策等に加え、福祉・保育系教員と連携し、2月から3月に福祉・保育職合同模擬試験を開催している。福祉・保育職分野の選考を想定し、面接や手遊び、読み聞かせ等を課す模擬試験を行っている。また、ピアノ指導等の実技試験対策を行い、レベルの底上げを図っている。その他、筆記試験対策、小論文対策、公務員試験対策講座など学生のニーズに合わせたキャリア支援を用意している。

4年次の未内定者に対しては随時就職支援ができるよう担当CAとゼミ担当教員が連携しながら、個別に相談を行っている。またキャリアカフェでは定期的にハローワークから専門の担当者によるハローワークジョブサポーター個別を実施、学生一人一人に対してキャリア支援を進めている【3-3-c】。

また、インターンシップやプレインターンシップは、就業体験の貴重な機会であり、学生の専攻や志向に合わせてこの1年次より随時斡旋している。これらの参加学生には、日報およびインターンシップ成果報告書により、日々の学びを記録させて体験の定着を図っている。例年3年次には、インターンシップ・マッチングセミナーを学内に開催し、10社程度の企業を招聘して学生のインターンシップへの参加を促進している。また、足立区内の企業で地域密着型のインターンシップを実施している。保育職希望の学生には、保育所や学童保育施設でのボランティアも斡旋している。例年は、1年次から足立区と連携し認可保育所への1日保育体験や、学童施設への施設体験、足立区内の小学校への小学校現場体験など、早期から就業体験をすることで、就業観の育成を図っている【3-3-d】。

資格取得についても、子ども関連、保育関連分野への就業力強化のため推進を図ると共に学生のニーズに合わせた資格講座を用意している【3-3-e】。

本学の就職・進学サポートは「キャリアセンター」（企業・公務員・進学希望者向け）と「心理実習指導室」（心理職に関心を持つ学生、資格取得を目指す学生向け）、「保育・教職センター」（福祉・保育・教職希望者向け）が担っている。CA及びキャリアセンター特任教員が学生一人ひとりにきめ細かく対応し、面接練習など適切な指導を行っている。

通信教育課程の学生に対しても、担当CAを配置し、オフィスアワーにおいて教員が電話やメールで対応できるように配慮している【3-3-f】。

キャリアセンターでは、CA及びキャリアセンター特任教員で週1回の打ち合わせ（センター内では「就職係会議」と称している。以下ではこの呼称を使用する。）を行っている。学生の就職活動状況の課題と対応策を協議し、キャリアガイダンス、学生個別の就職相談、求人情報の提供等に会議で共有した情報を適切に反映させている【3-3-g】。

また、学内にキャリアカフェを設置し、学生がキャリアに対して早期から興味を持ち、気軽にキャリアに関する情報を取得できるように環境を整備している。キャリアカフェを利用したイベントを定期的実施しており、実際に企業で活躍している社会人や、本学卒業生をゲストに招き、就業観醸成の一助とするとともに、低学年からキャリアカフェを利用するきっかけ作りとしている【3-3-h】。

キャリアセンターが3・4年次に提供する主要なサポート内容は以下の通りである。

ア. キャリアガイダンスの企画から実施：価値観ワーク、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/エントリーシート対策、面接対策講座、学内企業説明会など。

イ. 個別相談：進路相談全般、履歴書/エントリーシートの添削指導、模擬面接など。

ウ. 求人情報の提供：学内ポータルサイトである「みらいナビ」【3-3-i】に随時掲載するとともに閲覧可能な求人ファイルをキャリアセンター内に設置。

エ. 学内企業個別説明会

オ. その他：就職活動関連書籍の閲覧、就職活動用 PC の使用。

個別相談では、学生の自主的な予約面談のみならず、半期に一度、クラスごとに担当の CA が面談を実施し、就職活動に消極的な学生、自主的に相談に来られない学生をもれなくフォローするよう努めている。就職係会議等により学生個々の就職活動状況を共有するとともに、必要に応じて CA、クラス担任教員、ゼミ担当教員より卒業論文等学業の進捗状況を確認し、メンタル面のサポートを含め、各学生に適した指導、助言を心がけている。求人情報の提供としては、学部ごとの特質を踏まえ、みらいナビやキャリアカフェ内の閲覧ファイルにて、求人情報データベースを構築し、全学生に開放して情報提供している。また、学生との個別面談結果に応じて、個々の学生の志向に応じた求人を発掘し、紹介するよう努めている。

進路決定者に関しては、「進路決定報告書」及び「就職活動レポート」の提出を義務付け、学生個々の状況を把握し、成果確認を行っている。なお、「就職活動レポート」はキャリアセンター内のファイルに保管し学生が閲覧できるようにしている。また、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員や CA が随時サポートを行っている。

心理実習指導室では、心理実習指導室の特任教員が、心理職への職業的意識を高めるために現任の外部講師等と呼び、講演会を開催している。また、心理系大学院進学を希望する学生向けに、心理系の英文講読の勉強会(毎週 2 講座)と個別指導を実施している。さらに、心理実習や心理演習に関する学生からの個別の相談を受け付けている。加えて、大学院選び、志望理由書や研究計画書の作成、面接対策などに関して指導している。

保育・教職センター及び就職サポートルーム(保育・教職センター分室)では、福祉・保育職及び教育職(幼稚園)の求人票や参考書、就職活動報告書、絵本・紙芝居などが保管されており、学生が自由に閲覧することができるとともに、保育・教職の現場経験を有する特任教員及び CA が就職に関する相談・助言にあたっている。また、実習及び就職活動等に向けたピアノ個別指導や保育技術に関する各種対策講座なども行っている。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1)3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2)3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のために特化した組織はないが、学生生活全般を支援する体制として、教職員による学生支援体制(クラス担任制、CA 制)に加え、学生生活委員会や在学生で組織された学友会の他、学生相談室や保健室等を設置し対応している。

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、CA が第一義的な相談窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師等医療従事者が配置されている。週 5 日で開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【3-4-a】。

心的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し、公認心理師を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生が無理なく来室し、さまざまな要望、意見等をくみ上げることができるようにしている。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている【3-4-b】。

教職員による学生支援については、学部・専攻・学年ごとに担任教員及び CA を配置することによって、入学から卒業まで、学生生活全般において多様な学生に合わせて、必要に応じて適切な指導、助言を行っている。また、学生に関する情報の共有化と支援の多様性を目指して、こども心理学部では専攻・学年ごとに「担任・CA 会」を組織するとともに、その代表者会議を毎月開いて学生の多様性に配慮し、細やかかつ総合的な支援ができるようにしている。モチベーション行動科学部では、クラス規模が小さいため、必要に応じて、担任・CA 間での打ち合わせを行っている。教職員による学生支援は、オリエンテーションやガイダンスの機会に、学生生活の改善や向上にかかわる啓発や、MIRAI FES. 等の年間を通した行事の際にも行われている。

学生生活委員会等による学生支援については、学生生活委員会において、学友会活動・課外活動への支援、プロジェクトへの支援、学内生活環境の改善や学生の意識向上、障がい等がある学生への支援、ハラスメント防止、保健室、学生相談室との連携、学生生活実態調査及び卒業時アンケートの集計・報告書作成などを行っている。学生生活委員会は、以上のことを円滑に運営や、学生の多様性に配慮し、誰もが参加できる学友会活動・課外活動・プロジェクトとするために、CA とともに、学友会との連携を重視している【3-4-c】。なかでも学友会の「クラブ委員会」や「学生委員会」は、学生支援と密接な関連があり、多様な学生の日々の活動をサポートし、そのことにより学内全体の環境整備を図っている。

また、学生の表彰にも力を入れており、その一つに学生生活委員会の運営による「みらいプロデュース」が挙げられる。「みらいプロデュース」は、学生生活委員会が募集するもので、本学の教材や玩具の開発、地域貢献等の企画を学生や教職員が応募し、優秀な者あるいはグループを選考に基づき表彰しているものである。このほか、「学長賞」、「未来賞」、「こども心理アドバイザー賞」、「奨励賞」などがある。

学生の課外活動への支援としては①から③を行っている。

①本学では、学生生活支援をより効果的にするために学友会を組織している。学友会は、正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足

し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、本学学生全員を正会員、本学教職員を特別会員として組織し、学長が会長を務める。

②学友会内に、正会員を構成員とする「自治委員会」を置き、学生の自治組織として運営され、合議機関である「学友会代議員会」の下に、「クラブ委員会」(部活動、同好会)、「広報委員会」、「エコ美化委員会」、「ピアサポーター」、「地域連携推進委員会」、「謝恩会実行委員会」及び「大学祭実行委員会」(MIRAI. FES.)を設置している。

③学生生活委員会及びCAが「自治委員会」と連携し学友会活動の活性化を支援するとともに、金銭的及び物的な支援を適宜実施している【3-4-d】。

主な支援実績は以下の通りである。

ア. クラブ活動支援

「部」や「同好会」に対し会員数に応じた経常活動費を配付する【3-4-e】。また、特別活動費の申請を認めている。また、大学保有設備の利用を可能な限り認めるとともに、設備の利便性確保を支援している。

イ. 大学祭実行委員会への支援

大学祭実行委員会は、MIRAI FES. など学内外イベントの企画運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CAが同委員会に参画して運営面における指導、相談にあたっている。

奨学金など学生に対する経済的な支援としては、①から③の支援を行っている。

① 特待生学費免除制度【3-4-f】

総合型選抜(A日程)、学校推薦型選抜、一般選抜(A日程)における成績優秀者で特待生受験意思のある者に対し面接試験を経て学費免除の可否を決定する。免除内容は、50万円・30万円・10万円の3種類で、成績・面接の内容により以降毎年の継続が判定される。なお、良好な授業出席は継続の最低要件とする。

②みらい奨学金制度【3-4-g】

経済困窮学生に対する奨学金制度。返還義務は原則なし、授業料の減免、1年間で終了。

③日本学生支援機構が行う奨学生の推薦【3-4-h】

希望する者に対し推薦を行っているが、在学生の約3割が奨学生である。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1)3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2)3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

教育研究上の目的の達成のため、エビデンス集(データ編)共通基礎様式1(組織・設備等)に示すとおり整備し、有効に活用している【3-5-a】。

本学においては、調理・保育実習室、多目的実習室、心理学実験室、情報処理室、LL室、図画工作室、理科室、音楽室、ピアノレッスンルーム、ラーニングcommons等の実習施設を配置し、授業及び学習課題において有効に活用している【3-5-b】。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に対応し、令和3(2021)年4月には堀切キャンパス全校舎のLED照明交換工事を実施し、同年10月には同キャンパス敷地内において外構床デザインクリート再塗装及び防滑工事、令和8(2026)年2月には同キャンパス敷地内のバリアフリー化のための通路・スロープ増設工事を行うなど、教育研究施設・設備の整備並びに安全面の改善を図り、快適な学修環境の構築に努めている。

さらに、令和7(2025)年4月制定の「東京未来大学施設管理規程」に基づき、施設・設備の維持及び適切な管理に努めている【3-5-1】。施設・設備の維持及び運営についてはEM局を窓口とし、清掃、警備、エレベーター設備、電気関係設備等の保守点検業務を専門業者に委託している。

ICT環境に関しては、情報処理学習室を3室(うち1室は語学学習室(LL教室)を兼ねる)整備するとともに、新入生全員にノートPCを配布し、Office365の無償ダウンロードを可能とし、CoLSの導入等により教育研究活動におけるIT利用を推進している。これらの環境は授業及び学習課題において有効に活用されている。

授業や学習課題においてICTを円滑に活用するため、CoLS及びノートPCの使用方法についてはスタートアップセミナーにて説明し、不安を抱く学生に対しては後日PC操作レクチャー会を開催し、フォローアップを行っている。また、学生が健全かつ安全に情報通信設備を利用できるよう、情報通信設備利用細則を定めている【3-5-c】。

ネットワーク環境については、快適な学修環境を整備するため、学生一人ひとりにeduroamのアカウントを配布し、学内のどこにおいても無線LANネットワークを利用できる体制を整えている。さらに、令和7(2025)年には、ネットワーク環境の一層の増強を図るべく、アクセスポイントの増設及び基盤スイッチの更新を実施し、学生の利便性向上に努めた。【3-5-d】。

相談窓口としては、学生が配布されたノートPCやeduroamに関して疑問や不安を抱いた際、EM局のCAが対応し、故障や修理によりPCが使用できない場合には、必要に応じて代替ノートPCの貸与を行っている【3-5-e】。

加えて、全ての教室にプロジェクター及びスクリーンを設置し、規模の大きい講義室にはマイク等の音響設備を備えている。これらの設備は定期的に点検を行い、不具合が生じた場合には速やかに対応している【3-5-f】。

3-5-② 図書館等の有効活用

図書館には心理学・保育学・教育学・経済学を中心とした蔵書を備えている。専任司書が常時在籍し、平日9時から20時を開館時間とし、申請の上、地域住民にも開放している。通常の貸出に加え、郵送による書籍の貸出・返却、電子書籍の学外利用、当館所蔵資料の複写・自宅郵送サービス、学外資料取り寄せ・自宅郵送サービスを実施している。蔵書については、教職員を対象に定期的に購入希望図書の調査を行い、蔵書の充実を図るとともに、学生を対象とした選書ツアーを行い、学生のニーズにも応じた蔵書構成となる

ような配慮も行なっている。令和 7(2025)年度には、これまで要望のあった論文検索データベース(「医中誌 WEB」)の利用を開始し、あわせて図書館に対するニーズ調査を実施した。また、文献検索講習会の実施や各授業との連携をすすめることで、環境整備と有効活用に努めた。

施設面については令和 4(2022)年 10 月から図書館の分室として学生のグループ学習施設(名称は「Sophia」)を整備、令和 6(2024)年度にはブックポストの設置を行った。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

本学は、開学以来、バリアフリーをはじめとする施設・設備の安全性及び利便性に十分配慮し、学生の多様性を尊重する環境整備に努めている。そのため、校舎内にはエレベーター、スロープ、多目的トイレを設置し、適切に整備している【3-5-g】。

講義棟 A(旧足立区立第二中学校校舎)については、開学前に耐震診断を実施し、その結果に基づき十分な耐震補強工事を行い、本学が所有する全校舎の耐震化率は 100%に達している。

さらに、令和 8(2026)年 2 月には、講義棟間の往来に利用する食堂前通路を拡幅し、併せてスロープを新設することにより、車椅子を利用する学生の利便性を一層向上させた。

これにより、施設・設備の安全性について懸念はなく、安心して教育活動を行うことができる体制を整えている。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教職員の組織的な連携体制を確保し、積極的な学生への関わりや教職協働の方針を示した上で、「クラス制」「キャンパスアドバイザー制度」「障がいのある学生の学修支援」をはじめとする様々な支援策を講ずることにより、学修支援体制の整備と充実に取り組んでいる。中期経営計画においては、学修支援体制の整備を重点課題とし、全学的支援体制の強化を図る目的に学修支援室を新設している。

EM 局所属の CA が中心となって、学生一人ひとりの学修状況を把握し、中途退学、休学及び留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討をきめ細かく実施している。

「キャリアセンター」「保育・教職センター」「心理実習指導室」を中心に、キャリア支援体制が充実しており、早期からのキャリア教育・キャリア支援に力を入れている。教育課程におけるキャリア教育の実施に関して、単位型インターンシップの科目の設置をしている。

正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、学友会が組織されている。とりわけ大学祭実行委員会では、本学の課外活動を象徴する大学祭(MIRAI FES.)の企画・運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CA が運営面における指導・相談にあたることにより、学生の課外活動を支援している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の学修環境の充実を図るべく、教室内の AV 機器の見直し、ICT 機器の新規導入の検討することが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

講義棟 C における教室内プロジェクター・スクリーンの設置場所変更、新たに電子黒板の導入を 2026 年度に計画している。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は「技能と心の調和」という。教育理念を達成するために、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」との全学的なディプロマ・ポリシーを策定している。

「高度な専門的知識と技能」とは、単に専門的知識を修得し、単なる技術を有するというのではなく、それらを自分の意思をもって実践的に使いこなす「技能(スキル)」を修得することであり、当然、それをコントロールしていく人間性や豊かな心を備えていることを意味し、そうしたことをもって社会に貢献しうることをうたっている。また、学位授与にあたって必要とする具体的なスキルとして、本学独自の「身につけるべき学士力」を策定して提示している。この「身につけるべき学士力」は授業科目区分ごとに設定し、個々の授業においても意識した内容の授業を展開することによって4年間の学修の中で積み上げていくスキルである【4-1-a】。

また、全学的なディプロマ・ポリシーを基礎とし、学部教育内容に即して学部ごとのディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。

(こども心理学部)

<こども心理学科通学課程・通信教育課程>

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士(こども心理学)」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士(心理学)」、こども保育・教育専攻では、「学士(保育・教育学)」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」(人間性や心の豊かさを培うスキル)に基づき以下の通り設定される。

(1) 専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

(2) 研究する力を身につけること。

子どもや彼らを取りまく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

(3) 資格に適う力を身につけること。

得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で用い、貢献できる力を修得している。

(4) 社会に貢献する力を身につけること。

子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。

さらに「こども心理学科」においては、「通学課程心理専攻」、「通学課程こども保育・教育専攻」及び「通信教育課程」の専門性に応じて授与する学位も異なり、それぞれの学位に対応したディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。

＜こども心理学科通学課程心理専攻＞

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。

○教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)を修得している。

＜こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻＞

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。

○上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)を修得している。

＜こども心理学科通信教育課程＞

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもに関する心理を中心に、学士として十分なこども心理学の専門的知識・技能を習得している。

○家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもの教育・保育・福祉側面とこども心理学に関係する専門的知識・技能を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び通信教育課程が指定した学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)を修得している。

(モチベーション行動科学部)

＜モチベーション行動科学科通学課程・通信教育課程＞

心理・コミュニケーション、経営、教育の三つの科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究

の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士(行動科学)」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。

(1)個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

(2)他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

(3)組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している。

本学学則に定める期間在学し、上記の力を身につけるべく学んだ上で、最終学年では卒業研究を完成し提出しなければならない。モチベーション行動科学部通学課程においては、「卒業研究」で完遂した卒業研究または卒業論文の審査に合格し、「卒業研究」を含めた所定の単位を修得した者に「学士(行動科学)」を授与する。また、モチベーション行動科学部通信教育課程においては、「卒業研究」は選択科目とし、所定の単位を修得した者に「学士(行動科学)」を授与する。

以上のように本学においては教育理念に沿って各学部におけるディプロマ・ポリシーを定め、さらに学科、課程、専攻ごとに授与する学位に応じたディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

ディプロマ・ポリシーの周知について、学生募集要項の冒頭に掲載した本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。また、入学後も毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し、学生に周知している。通学課程では、年度初めの初回授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて全ての学年の学生に対して教務係から説明を行っている【4-1-3】。

教員(非常勤講師を含む)に対しては、毎年度配信する「教員ハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、ディプロマ・ポリシーを意識したシラバスの作成を全ての教員に要請している【4-1-b】。

対外的には、本学公式ウェブサイトに掲載し、広く公開している【4-1-1】。

また、通信教育課程においては募集要項にて本学の三ポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。入学前に行われる大学説明会並びに毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し教務担当職員が随時説明を行っている【4-1-3】。教員(非常勤講師を含む)に対しても、毎年度配信する「教員ハンドブック(通信教育課程版)」の冒頭に掲載をして周知を図っている【4-1-c】。

なお、周知にあたっては全体の理念体系の中で示すことで、ディプロマ・ポリシーの位置付けを学位授与に至る一連の教育システムの流れの中で学生が理解するよう留意している。通学課程においては、新学期履修登録ガイダンスにて、学科・専攻ごとに1～4年生

を対象に、本学における学びとディプロマ・ポリシーとの関連について、教員による説明とディプロマ・ポリシーを意識した学修への意識づけを行っている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

●単位認定基準

①通学課程

本学の単位認定は、学則第34条第1項において「単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。」とし、同条第2項に「授業科目修了の認定は、試験その他適切な方法により学修の成果を評価して単位を認定することができる。」としている。

また、評価基準については「こども心理学部履修規程」第11条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第10条に具体的な評価区分を定め、「こども心理学部履修規程」第18条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第17条において、出席が授業回数の3分の2以上に達していない場合は、単位を認定しないこととして全授業への出席を指導しつつ、厳格に出席管理を行っている。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて掲載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

また各科目の単位の認定にあたっては、それぞれ客観的な基準をシラバスに明記して第1回の授業で説明しており、その基準に沿って「こども心理学部履修規程」第11条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第10条に基づき、100点満点の素点で評価し認定している。

さらに、学生が評価及び認定の可否に疑問のある場合は、成績評価に関する問い合わせ期間を設けて、授業担当者から学生に文書により評価の内容を説明したうえで認定を確定している。

②通信教育課程

通信教育課程においては、東京未来大学学則第5条の規程に従い、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第31条に単位の授与に関する具体的な認定方法について定め、成績評価については「こども心理学部履修規程」第11条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第10条の評価区分に従って行っている。

通信教育課程における単位の認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第31条に次の通り定めている。

- (1)印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。
- (2)面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。
- (3)「卒業研究・卒業論文」（こども心理学部）または「卒業研究」（モチベーション行動科学部）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。

(4)教育実習等の実地研修では、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を認定する。

各科目の単位の認定にあたっては、本学の学修システム(以下、「CoLS」という。)上のシラバスに客観的な基準を明記し、さらに面接授業においては、第1回目の授業で説明している。印刷教材授業については各科目の担当教員がWebを通じて履修者に通知を発信し、説明している。

評価基準については、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第32条の規程に従い、「こども心理学部履修規程」第11条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第10条に基づき、100点満点の素点で評価し認定している。

これらは、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」、また新入生を対象にしたWeb動画によるオリエンテーションにて学生に周知している。

●進級基準

①通学課程

本学では、学科・専攻ごとに2年次から3年次への進級要件を定めている。進級要件を定める意味は、2年次から3年次は、教育課程構成上、基礎的な専門教育科目からより高度な専門科目へ移行する時期であり、より高度な専門的知識や技能を修得するためのレディネス(準備性)が整っているかを判断するとともに、4年間の学修の折り返し地点として、計画的な履修ができていないかを判断することにある。

こども心理学部は、心理専攻では56単位以上、こども保育・教育専攻では59単位以上(こども保育・教育専攻は実習が多いため心理専攻より進級要件に必要な単位数が若干多くなる)、モチベーション行動科学部は60単位以上の単位修得を進級要件としているが、これらは4年間の学修をもって完結する学修への最低限必要な要件単位数としている。これらは、学則第37条に規定し、「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条においても併せて規定している。

なお、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて記載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明して周知を図っている。

特に進級要件の充足は、直接4年間での卒業の可否に影響することから、進級の判定前年度においては、学期ごとに修得単位数から進級要件充足見込みを個々の学生ごとに確認し、履修上の問題点をキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という。)から直接指導することで、進級要件の重要性と意味の周知を図っている。

②通信教育課程

通信教育課程においては2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件をそれぞれ定めており、2年次から3年次に定めた進級要件については、通学課程と同様の目的で設定している。3年次から4年次への進級要件については、教育の特性上、通学課程とは異なりその学習が学生の自助努力とする部分がより大きいため、学生が計画的に科目を履修し、卒業に至るまでの一つの指標的な位置づけとして設けている。そのため、各学生の担当CAを決めており、学生がCAにいつでも相談できる体制を整えている。必要単位数は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第36条及び「こども心理学部履修規程」第

7 条、「モチベーション行動科学部履修規程」第 6 条にて規定し、「学生便覧・履修の手引き」等で学生に周知している。

進級の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級判定資料を基に、教務委員会(通信教育課程においては通信学務委員会)において原案を作成したうえで学部教授会にて意見を聞き、学長がその可否を決定している

【4-1-n】。

●卒業認定基準

①通学課程

卒業認定は、学則第 44 条第 1 項において「本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得したものには、全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と規定されている。所定の単位は、学則別表第 2-1、別表第 2-2、別表第 2-3 において規定し、総修得単位数が心理専攻 124 単位以上、こども保育・教育専攻 130 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。

また、総修得単位数の内訳として分野ごとに修得すべき単位数が定められており、これらを充足しなければ卒業は認定されない。

本学のディプロマ・ポリシーでいう「高度な専門的知識・技能」とは、個々の科目の知識に加え、各分野の科目の単位をバランスよく修得し、さらに核となる必修科目の単位を修得することで強固な骨格を構築し、そのうえにさらに構築を重ねていく学科・課程・専攻の分野における総合的な知識・技能を意図するものであり、厳正に卒業認定に表現されている。

以上の卒業認定基準については「学生便覧・履修の手引き」に掲載しているほか、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明することで周知を厳正に図っている。

②通信教育課程

通信教育課程における卒業認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 36 条に卒業要件単位を規定し、第 37 条の 1 の「本課程に 4 年以上在学(第 17 条の規定により入学した者については、2 年以上在学)し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と規定されている。所定の単位は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」別表第 2-1、別表第 2-2 において規定し、総修得単位数がこども心理学部 124 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。これらの内容は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」等を通して、学生に周知している。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念として掲げている「技能と心の調和」を具現化するための方針として「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などの融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」という。全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを策定しており、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目といった教育課程編成となっている(キャリア科目は通学課程のみ)。

一般教育科目は「幅広い教養」、専門教育科目は「高度な専門的知識・技能」、キャリア科目は「本学独自の人間教育」を担っているが、それぞれが単独で役割を担っているのではなく、相互に関連しあって一つの教育課程を構成している。

全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを基礎とし、学部教育内容に即して学部ごとのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

(こども心理学部)

＜こども心理学科通学課程・通信教育課程＞

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目(キャリア科目は通学課程のみ)の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

(2)専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。

○子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。

○健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。

○子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。

○責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。

(3)キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

(4)プロジェクト(課程外活動)において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

(5)本学の共通及び学部が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

さらに課程・専攻ごとに授与する学位の種類に応じたカリキュラムを構成しており、それぞれ以下のカリキュラム・ポリシーを掲げている。

<こども心理学科通学課程心理専攻>

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。

○心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通して、人間理解を深める。

○卒業研究科目では、「こども心理演習Ⅰ」(3年次)、「こども心理演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

○本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

<こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻>

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

○子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

○卒業研究科目では、「こども保育・教育演習Ⅰ」(3年次)、「こども保育・教育演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

○本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

<こども心理学科通信教育課程>

幅広い教養を1年次から履修することと同時に、子どもを中心とした心理と行動の理解及び子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

○こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○子ども理解に根ざした心理学、保育学、教育学、福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○子どもの家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

○選択により卒業研究科目として、こども心理学演習(3年次)、卒業研究(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

○本学の共通及び通信教育課程が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

(モチベーション行動科学部)

<モチベーション行動科学科通学課程>

本学部通学課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

(2)専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

(3)キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

(4)プロジェクト(課程外活動)を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

(5)幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を1年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、「基礎演習」(1年から2年次)、「専門演習」(3年次)、「卒業研究」(4年次)を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ(「ダブル・ゼミ」)、複合的な視点から学修を進める。

<モチベーション行動科学科通信教育課程>

本学部通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、テキスト科目、スクーリング科目、メディア科目を有機的に連携させた授業を開講する。さらに選択科目として演習科目を設置し、学生自身が関心のある領域を選び、各指導教員のもと総合的な力を養う。

(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

(2)専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群におかれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

(3)通信教育課程では選択により卒業研究科目として、「演習Ⅰ」(3年次)、「演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究」(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて学科ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している【4-2-1】。

また、学内においても教員(非常勤講師を含む)に配付する「教員ハンドブック」「教員ハンドブック(通信教育課程版)」の冒頭に記載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

全学的なディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性として、本学の掲げるディプロマ・ポリシーでは、「高度な専門的知識や技能を身につけること」、「人間性豊かな心と高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動すること」、「これらを併せ持ち、社会に貢献しうること」の3つの項目を掲げている。

こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーにおいては「高度な専門的知識や技能を身につける」ための専門教育、それを下支えする幅広い教養を身につけるための一般教育、そして「人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ための人間教育としてのキャリア教育を基軸とすることを明記している。

また、学位授与に必要な具体的スキルとして、本学独自に定めた「身につけるべき学士力」をカリキュラム上の各科目区分に位置づけるとともに各科目においてもシラバス上に明記し、カリキュラム・ポリシーに明示した「学士力の形成」が有機的にディプロマ・ポリシーに結びつく構成となっている。

さらに学部・学科・課程・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーは以下の通り、ディプロマ・ポリシーに連動し、一貫性をもって構成されている。

① こども心理学部

こども心理学部のディプロマ・ポリシーでは「専門的知識と技能を身につけること」、「研究する力を身につけること」、「資格に適う力を身につけること」、「社会に貢献する力を身につけること」の4つの項目を掲げている。これらを実現するために、各専攻・課程のカリキュラム・ポリシーを策定している。

こども心理学部のディプロマ・ポリシーの4つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)で体系的に構成し、その教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「心理学」(こども心理学科通学課程心理専攻)、「保育・教育学」(こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻)、「こども心理学」(こども心理学科通信教育課程)という学位の種類に応じて必要となる専門的知識・技能が身につくように整備されている。

② モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーには「個人をみつめる力を身につけること」「他者と関わる力を身につけること」「組織を動かす力を身につけること」の3つの項目を掲げている。これらを実現するために、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーに掲げる3つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)、「演習科目」で体系的に構成し、心理・コミュニケーション、経営、教育という分野

ごとの教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「行動科学」（モチベーション行動科学部通学課程及び通信教育課程）の学位に必要な専門的知識・技能が身につくように整備されている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて「一般教育科目」「専門教育科目」を教育課程の基本的な構成としており、通学課程においてはこれに「キャリア科目」と「プロジェクト（課程外活動）」を加えた編成となっている。

これらの基本的な構成をもとに学部の特性に応じて以下の通り体系的に整理されている。

① こども心理学部通学課程

「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次を中心に4年間を通じて学士としての基礎的な教養を修得する。

また、同時に専門教育科目として「子ども」に関する基礎的な事項を学ぶ「基礎科目」を初年次に設置している。例えば、「子ども学」は、所属する専攻に応じて、心理学的な観点から子どもを理解する「子ども学(心理)」と、保育・教育・福祉・社会学などの観点から子どもを理解する「子ども学(こども保育・教育)」を開講し、初年度春学期の段階で、4年間の専門的な学びの展望を得られるようにしている。心理学の歴史や諸理論の基礎を学ぶ「心理学概論(こころの形成)」と「心理学概論(こころの理解)」が必修科目となっている。さらに、2年次にかけて各専攻の専門科目の導入として「基幹科目」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻では「教育学概論」や「保育原理」、心理専攻では「心理学研究法」や「心理学統計法Ⅰ」や「心理的アセスメント」である。これらは、一般教育科目から専門科目へのスムーズな移行を意図しており、同時に4年次の「卒業研究・卒業論文」作成にも寄与している。

3年次から4年次にかけては、段階的に高度な専門科目や、より実践的な科目を履修することとなるが、カリキュラム・ポリシーにおいて専攻の専門分野以外の専門的知識の修得も意図していることから、心理専攻に「こどもの保育・教育科目群」を設置している。例えば、心理専攻の学生でも「保育原理」や「教職論」等の保育学及び教育学の専門科目を学ぶことができる。こども保育・教育専攻には「こどもの心理科目群」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻の学生でも「発達障害学」や「心理療法基礎」等の心理学の専門科目を学ぶことができる。

さらに初年次からキャリア科目を設置し、責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識・技能について、4年間を通じて身につけるための科目を置いている。

学生は、初年次からカリキュラム・ポリシーに則った学問を体系的に学び、さらに学びの集大成として「卒業研究・卒業論文」を作成することで自ずとディプロマ・ポリシーに相応しい人物となる。

こうして、各科目区分を4年間のうちに段階的に配置し、融合することにより「社会に貢献できる人材」養成のための体系的な教育課程が構成されている。

なお、公認心理師資格取得に必要な内容に特化した一部の科目については、卒業要件科目に含めず、課程外科目として整理している。

②こども心理学部通信教育課程

各科目区分の位置づけは通学課程と同様である。異なる点としては専攻を設けていないため、基幹科目については専門教育科目(展開科目)を履修する前段階として心理・教育の両側面を捉えるために「教育心理学」と「カウンセリング論」を必修としている。

また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ」としているため、展開科目には科目群を設けず、開設するすべての科目の履修が可能となっている。社会人教育の特性上、様々な背景・目的を持つ学生に対して広く科目を設けることで、自身をとりまく心理的・社会的環境について、学修を通じて理解を深めやすい教育課程となっている。

なお、「卒業研究・卒業論文」も選択科目として履修することができ、多様な学びに対応している。

③モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

こども心理学部と同様「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次で学士としての基礎的な教養を修得する。

「専門教育科目」は、幅広い領域と広い関心におけるモチベーションの学びを実現するために「心理・コミュニケーション科目群」「経営科目群」「教育科目群」を設置している。その中でも基盤となる「心理・コミュニケーション科目群」においては、他の科目群で各2科目の必修科目を設置しているのに対して、6科目の必修科目を設置して基盤を固めることを意図している。具体的には、心理・コミュニケーション科目群では「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の6科目を、経営科目群では「経営学概論」「公共経営と政策」、教育科目群では「教育学概論」「地域史論」のそれぞれ2科目を必修科目としている。

「一般教育科目」と「専門教育科目」の履修と並行して、通学課程では、初年次から「キャリア科目」を配置し、知識・技能の修得に併せて、早期に社会に触れる機会を設けるほか、社会人として必要な知識や技能も同時に修得することで「社会に貢献できる人材養成」を強く意識した構成となっている。

また、モチベーション行動科学部の特徴として、初年次から卒業研究にいたるまでの4年間に「演習科目」を必修科目として位置づけている。初年次および2年次には「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」を設けて心理・コミュニケーション、経営、教育の3領域の研究の在り方を学び、3年次から各分野に分かれて「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修することで「卒業研究」に取り組むうえで求められる専門的知識・技能の習得を目指す。

以上のように継続的に小人数でのゼミを体験することで「個人」「他者」「組織」を意識し、知識・技能の修得と他者とのかかわりの中から豊かな人間性を身につけていく力の融合を促す構成となっている。

なお、心理専攻同様に公認心理師資格に必要な内容と教員免許状取得に特化した内容の一部の科目は卒業要件科目以外の「課程外科目」としている。

④モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程

各科目群の位置づけは通学課程と同様であるが、課程の特性上、実験やフィールドワークを伴う科目の必修化または開設が困難であるため、各科目群における必修科目が通学課程と異なっている。具体的には、心理・コミュニケーション科目群においては「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の5科目、経営科目群では「地域と社会」「経営学」の2科目、教育科目群では「教育学概論」の1科目の構成である。これらはすべて、印刷教材授業又はメディアを高度に利用した授業にて行われる科目となっている。

通信教育課程では様々な背景を持った学生を受け入れているが、アドミッション・ポリシーのとおり、すでに社会人として活躍をしている者が学生の主体となっており、その幅広いニーズに応える必要がある。そのため、モチベーションの学びを実現するための基盤となる最低限の科目を必修とし、それ以外の科目については教育の目的の達成を妨げない範囲で学生がある程度自由に科目を組み合わせることができる教育課程構成となっている。

シラバスの適切な整備として、シラバス作成要項に則り各教育課程上に開設した個々の科目については、その科目のテーマ、到達目標、授業計画、評価基準、予習・復習、ICTの活用、アクティブ・ラーニングの導入、実務経験を生かした授業の実施、教員のオフィスアワー等を具体的に学生に対して明らかにしている。また、その科目において修得すべき「学士力」を具体的に示している【4-2-6】。

これらの内容が本学のカリキュラム・ポリシーに合致した内容であるか、そして免許・資格取得に必要な科目においては法令上定められた含めるべき内容が含まれているかを、教務委員会および通信学務委員会が専任教員に依頼をして、前年度のうちにシラバスの第三者チェックを行っている【4-2-a】。専任教員及び非常勤講師が担当する全てのシラバス原案を、専門性の近い専任教員が書式・形式にとどまらず内容に踏み込んで第三者の視点からチェックを行い、必要があれば修正を指示したうえで、学内外に公開している。

履修登録単位数の上限の設定については、各学部教育課程を4年間にわたって、段階的にかつバランスよく履修していくための道筋として、令和元(2019)年度にカリキュラム・マップと科目ナンバリングを策定し、令和2(2020)年度から本学公式ウェブサイト及びオリエンテーション等で学生に提示している【4-2-3】。また、学則第33条、「こども心理学部履修規程」第9条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第8条において、適正な履修を進めていけるように通学課程では1学期の履修登録単位数の上限を24単位に定め、通信教育課程においては印刷教材授業を1学期間に8科目、面接授業を1年間に10科目と上限を定めている。

通学課程においては、GPA3.5以上の者については、さらにこども心理学部4単位、モチベーション行動科学部4単位の登録追加の特例を認めている。

加えて資格・免許を取得しようとする意欲ある学生についても、履修登録上限を超えて登録できる特例を設けている。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」において根拠規程とともに掲載し、通学課程においては新年度のオリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいても教務担当職員から全ての学年の学生に説明して周知を図っている。

単位制度の実質を保つための工夫として、本学の学則(通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」)に定める単位修得にあたって必要な学修時間には、授業だけではなく、予習・復習など授業以外の時間を含めることが前提となっている。このことは、新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスや通信教育課程のWebオリエンテーションにおいて説明している。また、各科目のシラバスにおいて予習・復習の項目を設けて、それぞれの授業において必要な学習時間や学習方法の記載を義務付けている。

本学で導入・活用している CoLS は、学生への通知機能やディスカッション用の掲示板、資料配布などの機能を持っており、教員は授業に先立って CoLS を活用して課題や予習用資料を掲載したり、授業後のフォローアップ指導を行ったりすることが可能である。これらを通じて学習時間を補強する工夫を行っている。また、学外実習やフィールドワーク等の通常の講義以外の活動については、学則に定める単位認定に必要な時間数を満たすことを義務付けて全教員に配信する「教員ハンドブック」に掲載しているほか、休講が生じた場合の補講措置についても、教務委員会で管理し単位認定に必要な授業時間数を確保している【4-2-b】。

通信教育課程における単位修得にあたって必要な時間は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」に定められている【4-2-c】。通学課程と同様に対面授業については、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。このことは新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、通信教育課程のWebオリエンテーションやCAによる個別指導において説明している。

4-2-④ 教養教育の実施

一般教育科目の位置づけとして、現行の東京未来大学のカリキュラム・ポリシーは、「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。」とされており、「幅広い教養を修得する」ことが一般教育の役割であり、最終的にはこれらを「融合」して本学のカリキュラムを構成することが謳われている。

こうしたことから、本学の一般教育を以下のとおり位置づけている【4-2-d】。

- ①幅広い教養を修得すること。
- ②専門教育を展開するのに必要な知識や技能を身につけること。
- ③上述の事項は、一般教育科目のほとんどが1年次及び2年次に配当されていることから、全体のカリキュラム構成から見て、「樹木の根」に相当する部分である。
- ④今後は、専門教育と融合してその「樹木の幹」を形成するに足る一般教育科目を3年次及び4年次に開講し、初年次から卒業に至るまで深い教養を修得する機会を設ける。

一般教育科目の構成として、本学の一般教育は「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」、通学課程においてはこれに加えて「憲法」「数理データサイエンス科目群」の各分野から構成されており、「教養科目群」はさらに「自然科学」「人文」「社会」に区分されている。これらは本学が考える「幅広い教養」を表現している部分であり、「一般教育」を大方は網羅していると考えられる。

①教養科目群

ア. 教養科目群は、先に述べた通り「自然科学」「人文」「社会」に区分されており、それぞれの区分は相互に独立した学問から成っており、いずれかの学期に集中しないよう、学生の履修機会を確保する観点から開講時期のバランスを考慮して配置している。

イ. モチベーション行動科学部の通学課程においては、「歴史学」、「社会学」、「政治学」、「経済学」、「法律学」は、専門科目の「教育分野」と「経営分野」の履修につながる科目であることから、モチベーション行動科学部クラスを設置して、専門教育への連携を意識した授業を展開している。また、これらの科目は教員免許状(中高)取得のための科目としての性格も有している。なお、「歴史学」については、履修登録単位数の上限の関係から、2年次開講としている。

ウ. 各学部における心理系科目につながる科目として「脳科学」を設置しているのは本学の特徴である。

②スポーツ科目群

ア. 通学課程

まずは1年次の「体育実技A」「体育実技B」において、一般的な健康づくりのための運動処方やさまざまなスポーツ種目に触れることで、各種目のルールや練習方法を身につけるほか、教育現場でも行われる各種の測定法を学ぶ。特にこども保育・教育専攻クラスの授業においては幼児体育にも触れることで専門科目の「子ども体育」への橋渡しをする。また、学生の運動量を確保することも一つの目的でもある。

2年次において「体育理論」で「体育実技」での内容に科学的な検証を加えていく。併せてこれらの知識・技術を自分の健康維持だけではなく、一般社会や教育の現場で生かしていくことのできるよう「レクリエーション論」と「レクリエーション援助技術」を配置している。

イ. 通信教育課程

通信教育課程においてはすべて選択必修科目となっているが、教員免許状の取得にあたって、「体育実技A」または「体育実技B」の単位を修得することを必須としており、教育現場で活かせる実践の機会を確実に経験できるようになっている。

③情報処理科目群

ア. 通信・通学両学部1年次必修科目として、「情報科学概論」及び「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」、1年次選択科目として、「情報処理基礎Ⅱ」(通学課程)、「情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)」(通信教育課程)、を開講し、情報倫理を含めた情報リテラシーの基礎の習得を目指している。

イ. 情報処理・活用能力を高めるため、通学のみの開講ではあるが、2年次選択科目としてアルゴリズムとプログラム言語の習得を目指した「情報処理応用A」、Web管理や利用、データベースの利用、ICT機器利用習得を目指した「情報処理応用B」、ワープロソフト等の応用機器及びそれらを駆使した文書作成の習得を目指した「ワープロ総合演習」を各学生のニーズにより、情報リテラシーの更なる向上のために、それぞれを開講している。

④外国語科目群

ア. 学士課程として必要な英語力を養成するために 1 年次に「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修科目として配置している。

イ. 1 年次の必修科目の履修を経て、さらに高いレベルの英語力を習得するために 2 年次に「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅡ」を開設している。しかしながら、学生の中にはより高い英語力を習得しており、さらなる高次の内容を学びたいとするニーズもあることから、通学課程においては併せて「アカデミック・リーディング」と「アカデミック・リーディング&ライティング」を開設し、習熟度に合わせた科目を開設している。

ウ. 学生の中には英語だけではなくさまざまな言語を学びたいというニーズも当然あることからアジア圏の言語である「中国語」を全学共通で開設している。通学課程ではこれに加え、「韓国語」と欧州圏の言語である「フランス語」「ドイツ語」を 2 年次に設置している。

エ. 心理専攻では、課程外科目として「心理学英書講読 A」と「心理学英書講読 B」を開設し、心理学の文献の原著にあたる機会を設けている。

オ. 本学の外国語科目群は「英語」がベースであり、1 年次の必修科目の履修から、2 年次以降の学生の習熟度やニーズに合わせた履修を展開できるよう科目を配置している。

⑤ 数理データサイエンス科目群

令和 6(2024)年度より 1 年次自由選択科目(通学課程のみ)として「データサイエンス基礎」を開講し、データサイエンスのリテラシーを育成する入門的位置づけとして配置している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

アクティブ・ラーニングの実施として、各科目の授業方法の工夫において、教員からの一方通行的な授業ではなく、可能な限り学生との双方向性を意識したアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。主には、学生を主体としたグループ討議やグループワークによる演習および発表などを実施している。各科目の具体的なアクティブ・ラーニングの実施内容はシラバスに記載し、学生に周知している【4-2-6】。

また、グループワーク等を主とした演習科目は、履修人数の制限を設けるなどして、円滑な運営に努めている。

授業を行う学生数の適切な管理では、原則として、講義科目については 120 名(こども学は除く)、演習・実技科目については、語学系科目・体育系科目では 40 名、保育士にかかる演習科目並びに心理専攻における演習科目は 50 名を超えることのないようにしている。基準を超える場合はクラス分けや抽選を行うなど、履修する学生数を適切に管理している。また、100 名以上の受講者が受講している一般教養科目の講義科目については、教員の希望により、スチューデント・アシスタント(以下、「SA」という。)を配置して教育補助業務にあてている【4-2-e】。

一般教育科目では 100 名を超える受講者の問題が指摘されており、これまで複数クラスへの分割を順次実施してきたが、平成 30(2018)年度秋学期から 100 名を超える一般教育科目に SA を配置した。令和 2(2020)年度から SA 配置の対象となる科目を教養科目に拡大して恒常的な制度として定着をしている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1)4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が責任主体となり、「在籍者数」、「卒業者数」、「就職者数」、「入学年度別進級者数」、「標準年限卒業者数」、「授業評価アンケート」、「卒業者の専攻・学科別 GPA 分布」、「資格・免許取得状況」、「卒業時アンケート」、「就職先の実績」、「身につけるべき学士力調査」、三ポリシーの達成度を検証する「三ポリシー調査」等から構成されるアセスメントプランに基づき、三ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている【4-3-3】。その中でも特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学習成果をあげられているかどうか、「ディプロマ・ポリシー調査」を実施し、各学部・専攻における達成度を明示している。

アセスメントプランの各指標は各学部、教務係、キャリアセンター、IR センターが情報を集計・分析して自己点検・評価・改善委員会で点検評価を行うとともに、結果は「教育の質を保証するためのアセスメント」として学長に報告されたのち、全学教授会を通じて全教職員で共有され、本学公式ウェブサイトで公開している【4-3-5】。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

通学課程では、「三ポリシー調査」による令和 6(2024)年度のディプロマ・ポリシー全項目の達成度では、心理専攻においては、前年度の令和 5 年度よりは平均値が下がっているものの令和 4 年度と比較すると平均値は上がっている。より広いスパンで専攻の動向を考えていきたい。こども保育・教育専攻においては 2021 年度には戻っていないが、全ての項目における平均値が改善傾向を示している。モチベーション行動科学科においても全ての項目における平均値が上がっており、特に「他者と関わる力が身についた」の項目において高い評価を維持している。

資格・免許状の取得状況を見ると、心理専攻における認定心理士資格の取得率は 49.0%から 43.1%へ低下している。また、こどもサポーター資格の取得者割合も 20.2%から 1.0%へと減少しており、留意すべき状況である。一方、こども心理アドバイザー資格についても、取得率は 9.6%から 1.0%へと大きく低下していた。

この急激な低下の要因を確認したところ、こども心理アドバイザー資格については、卒業年次に申請されたもののみが集計対象となっており、3 年次に申請された取得者が計上されていなかったことが判明した。

資格取得状況の集計方法について見直していく。こども保育・教育専攻では、保育士資格・幼稚園教諭一種免許取得率が前年度の 88.6%から 84.6%へやや低下したが、小学校教

論一種免許状取得率が前年度の 22.6%から 30.3%へ上昇した。資格免許の取得割合には年度によって増減があるものの学習の成果として資格取得は高い割合で推移している。モチベーション行動科学部においては、社会調査士資格の取得率と中学校(社会科)・高等学校(公民)の教員免許の取得率が昨年度とほぼ横ばいで安定し推移をみせている。一方で、認定心理士、社会調査士資格等の取得率は昨年度に比べて低下している。

身につけるべき学士力の汎用スキルでは、「社会性」の達成度は高い傾向にある。他方、身につけるべき学士力の専門スキルでは、心理学専攻で「統計的なデータを読み取り、科学的根拠を用いて説明できる」といった科学的思考の側面、こども保育・教育専攻では「円滑に担当クラスの運営を行える」、モチベーション行動科学部では「国内外の社会情勢を理解する広い視野を持つことが出来る」「組織経営を円滑化する戦略的な思考が出来る」の達成度が低い傾向にある。標準年限卒業率、及び授業満足度は上昇傾向にあり、未来祭等満足度低下傾向にある。

GPA 分布は大学全体では大きな変化はないが、専攻、学科ごとに変動が見られる。週当たり学習時間(卒業時調査)には、大きな変化はい。業種別就職状況では、「学校教育・その他の教育」が増加傾向にある。

以上各指標から、ディプロマ・ポリシーを検討すると、「人間性豊かな心」は、身につけるべき学士力の汎用性スキル、卒業時アンケートの社会性や協調性の結果から修得されていることが示唆される。他方、「高い専門的知識・技能」に関しては、保育士・幼稚園・小学校教諭免許取得率、中高教員免許取得率の増加から、昨年度より改善しているが、心理専攻では、認定心理士資格の取得は 44 名と昨年度 51 名より減少した。習得率も 49.0%から 43.1%に低下した。また全体的に身につけるべき学士力の汎用性スキル、卒業時アンケートからは「受容性」「社会性」「倫理観」が身についた傾向になっていた。一方、「生涯学習力」「創造力」が全体として身につけなかった傾向が示された。

通信教育課程におけるディプロマ・ポリシー各項目の達成状況(適切性評価)では、こども心理学部では 1 項目を除いて低下傾向である一方、モチベーション行動科学部では全項目において上昇傾向にある。標準年限卒業率、GPA 分布には大きな変化は認められない。

資格・免許状取得状況については、こども心理学部では、教員免許状取得率が 1 年次入学、3 年次編入学とも、減少が認められた一昨年度から横ばいである一方、3 年次編入学の認定心理士資格取得率は昨年度に続いて増加傾向にある。他方、モチベーション行動科学部では、1 年次入学・3 年次編入学ともに認定心理士取得率が増加傾向にある。

以上より、こども心理学部、モチベーション行動学部ともにディプロマ・ポリシー項目の達成度が低下していること、またこども心理学部における「高い専門的知識・技能」の指標である教員免許状取得率が低迷していることは検討を要する。

カリキュラム・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果として、通学課程では、「三ポリシー調査」による令和 6(2024)年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度は、すべての専攻、学科で回復した。休学者数、退学者数及び各比率は、心理専攻は、休学者、留年者、退学者は全て減少した。休学者は 1%未満のままであるが、0.62%から 0.59%とわずかながらの減少がみられた。

退学者については 2.52%から 3.73%へと 1.5%の上昇がみられた。こども保育・教育専攻においては、休学率は低下傾向ながらも、退学率はわずかな増加が読み取れる。モチベー

ション行動科学科においては休学率・退学率ともに低下(改善)傾向にある。GPA はほぼ昨年度と同様である。授業評価は、各カテゴリーとも極めて肯定的である。カリキュラム・ポリシー調査結果、及び、良好な授業評価から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、機能していると考えられる。

通信教育課程では、「三ポリシー調査」による令和 6(2024)年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度が、こども心理学部、モチベーション行動科学部ともに、やや低下傾向である。

休学者数については、2024 年度から開始した休学料制定の関係もあり、人数減が見られる。授業評価は各カテゴリーとも昨年度とほぼ同様であり、概して肯定的である。良好な授業評価、カリキュラム・ポリシーの達成度評価から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、有効に機能していると考えられる。

アドミッション・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果として、通学課程では、令和 7(2025)年度の入試結果では入学定員は 100%超える充足率を維持しているものの、志願者数及び受験者数は、両学部とも大幅に減少した。各入試種別の入学者構成比率は総合型選抜が増加した一方、一般選抜が大幅に減少している。総合選抜、学校推薦型選抜による入学者が全体の 8 割を占めている。「三ポリシー調査」によるアドミッション・ポリシー各項目の 2024 年度の達成度は、心理専攻では前年度に比べて低下傾向にあったが、保育・教育専攻で大きく回復した(1~15 ポイント)。モチベーション行動科学部では「高校教育の修得」を除いて 7~8 割が肯定的評価であった。新入生アンケートによると、「意見や立場の違いを理解し、受け入れることができる」、「相手の意見を丁寧に聞くことができる」、「他者と協調して行動できる」といった社会性、協調性の側面は優れているが、「目標を設定し、自ら進んで取り組むことができる」、「よりよい社会を実現するために、自らの資質を活かして積極的に社会に関与できる」、「自らを律して行動できる」といった積極性、自律性の側面は弱い傾向がある。調査によるアドミッション・ポリシーの達成度は低くないもの、アドミッション・ポリシーの「意欲が高く」に対応すると想定される積極性、自律性が必ずしも高くない点は検討を要する。

通信教育課程では「三ポリシー調査」によるアドミッション・ポリシー各項目の令和 6(2024)年度の達成度は、こども心理学部ではほぼ横ばい、モチベーション行動科学部ではやや上昇し、高い水準を保っている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜、受け入れが実現していると考えられる。

三ポリシーの達成度については、毎年「教育の質を保証するためのアセスメント」や「学内データによる教育活動の検証」が 2025 年度 9 月ならびに 10 月の全学教授会に付議されている。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

一般教養科目に関しては 100 人以上の受講生がいる授業に関しては教員の希望により SA を 1 名以上配置している。

こども心理学部ではキャリア科目に置かれている「国語表現」の内容及び運用を見直し、モチベーション行動科学部においては「基礎演習」を充実させている。これらを以

て、初年次から大学における学修の基礎を習得し、3年次以降のゼミナール、卒業論文等へつながる基盤が形成されつつある。

各種実習、外部機関との連携による実践的学習、産学連携などの取り組みと、大学での講義・演習を結びつけ、理論と実践の往還的な学修の機会を整備することで、学生の学修への意欲を向上させる取り組みを続けている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

多様な学生を受け容れる中で、合理的配慮を要する学生の数が年々増加してきている。また数的増加のみならず、配慮すべき内容においても多様性が高まってきているのが実情である。配慮要請に対してきめ細かな対応を行うための全学的な体系的・組織的な学修支援体制の整備・拡充が喫緊の課題となってきた。

学内の学部・学科・専攻において、定員の一部変更が行われたことに伴い、指導体制の見直し・拡充を行う必要が生じてきている。必要な教職員の配置、定年退職者の補充人事などによる全体バランスの適正化などが今後の課題となる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

全学的な学生の学修、多様なニーズを持つ学生の学修に対し、きめ細かな組織的対応を行うため、令和8(2026)年度より、学修支援室を設置し、支援専門職員を配置するなど、必要な体制整備を整えた。今後、状況を確認しつつ、運営のあり方を自己点検し、改善していく。

全般的に、大学の教育目的を維持しつつ、近年の様々な法改正等に対応して教育課程改正を行ってきた。そのため全学的に従来のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの趣旨を維持しつつも細部において調整を加えながら、新たな教育課程との一貫性の再確認を行っている。

基準4-1、4-2にある内容については、ほぼ策定を終え、その運用も厳格にすすめてきているところである。基準4-3に係る点検・評価については、毎年のアセスメントプランに基づく検証が定着してきている。検証結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等を改善するためのフィードバック・ループが形成され、前年度のデータに基づく教育活動の検証により、全学的な教学体制の整備を進める体制が構築された。PDCAサイクルの構築に向けて、今後も遅滞なく歩を進めていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長が本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関して本学の意思を決定することは、学則第 6 条第 2 項および組織規程第 3 条に明確に定めている【5-1-3】。

また、組織規程第 4 条 2 項に「副学長の職務は、学長の業務全般を補佐する」、同規程第 5 条 2 項に「学部長は、学部を代表し、学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する」と定めており、副学長、学部長を配置することにより、学長が適切にリーダーシップを発揮することができる体制が構築されている【5-1-3】。

さらに、IR センターを設置して、全学の研究教育活動に関するデータの収集、分析を行い、学長の意思決定に資するデータを提供できる体制を整えている【5-1-a】。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

(1) 全学教授会

本学の教育及び運営管理上の事項に関する学長の諮問機関であり、学長が教育研究に関する事項について決定を行うにあたって意見を述べるができるとしている。学長、副学長、学部長、全学の教授、及び EM 局長をもって構成され、原則として月 1 回定例で開催される。全学教授会の招集は、本学の最高責任者として学長が行い、議長となる。全学教授会に諮問する教育研究に関する事項は、「東京未来大学全学教授会規程」に定めており、その権限と責任の範囲は明確である【5-1-2】。

(2) 大学戦略会議

「東京未来大学戦略会議規程」に基づき、大学の運営全般に係る重要事項の方針について、教学および経営双方の視点から審議・決定する機関として設置されている【5-1-b】。

構成員、会議の任務は規程に明記されており、会議の権限と責任の範囲は明確である。

(3) 学部教授会

全学教授会から委任された当該学部の教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる諮問機関である。全学教授会規程第 5 条に明記されている全学教授会審議事項のうち、学部教授会に委任される事項については、東京未来大学学部教授会規程第 4 条に明記されている。学部長、当該学部専任教員をもって構成し、学部長は招集を行い、議長となる【5-1-4】。

(4) 委員会

大学運営に関する各種協議を行う機関として全学教授会規程に基づき全学委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している【5-1-c】。

上記(1)～(4)に示した組織は、一部の委員会を除きすべて毎月定期的に開催され、必要とされる事項を審議しており、確実に機能している。すべての組織で会議終了後直ちに議事録が作成され、構成員による確認を経て内容が確定される。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

エンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局を設置し、EM 局長を中心として、職員が教員と協働し、教学マネジメントの要所を担っている。「東京未来大学 組織規程」に基づき、EM 局には EM 部・企画事務部・通信教育部を配置している。これらの部は、教学マネジメントの要所を担うべく、各部に所定の係を置き、管理運営業務を遂行している【5-1-d】【5-1-e】。

EM 部

(1) 学生係(2) 就職係

企画事務部

・総務管理グループ

(1) 庶務係(2) 人事係(3) 自己点検・評価・改善係

(4) 経理・財務係(5) IR 係

・教育グループ

(1) 教務係(2) 実習係(3) 入試係(4) 地域連携係

・企画広報グループ

通信教育部

(1) 教務係(2) 実習係(3) 入試・広報係

また、EM 部にはキャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)を配置し、学生の学修及び課外活動分野における支援を行っている。【5-1-f】

CA 及び事務職員は、経営事項のみならず、教学組織に関わる会議に陪席し意見を述べ、各組織に所属する教員と協働して教学事項に関する業務を遂行している【5-1-g】。

職員の採用については、法人の人事を管理している三幸学園人財部(以下、「人財部」という。)の定める採用基準及び選考フローに基づき採用活動を実施している。毎年、人財部主催の採用会議において、採用に関わる役職者が参加し、法人の採用基準及び方針の確認を行っている【5-1-h】。

人事評価は、学校法人三幸学園人事評価マニュアルに基づき、「成果評価」及び「行動評価」により評価測定を行っている。成果評価は業務の業績・成果を評価し、行動評価は日常の行動を評価する。業務の業績・成果及び日常の行動という、他者から見えやすい部分を評価することにより、実力発揮を適正に測定している【5-1-i】。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

大学設置基準第13条及び大学通信教育設置基準第9条第2項に基づき、専任教員数並びに教授数を適正に確保し、各学部において適切に配置している【5-2-a】。

本学は、「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」並びに同施行細則に則り、専任教員の採用、昇任及び業績評価に関する基準を定め、これを適切に運用している。昇任に関しては、毎年末、各学部長が准教授及び専任講師を対象として昇任基準を公開し、希望者より昇任申請を受け付ける。学部長は、当該基準に照らし昇任候補者を選定し、人事委員会において審査・確認を受け、その後、学長は理事長に昇任を請求する体制を整えている【5-2-1】。

配置に当たっては、教育課程の内容、履修者数、授業担当の均衡等を総合的に勘案し、教員一人当たりの教育負担が過重とならぬよう配慮している。これにより、学生の学修指導及び教育の質の維持に資する体制を整えている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1)5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2)5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD研修会は、全学規模で年に2回実施されている。本研修会は、全専任教員による原則参加が求められているほか多くの職員も参加しており、FD活動の共通理解を深めることで、教職協働に基づいた教育内容や方法の改善を目指している【5-3-2】。本研修会の企画・運営を担当するFD委員会の構成委員にはEM部長も含まれているほか、EM局員も陪席しており、教職協働の方針のもと複数回のFD委員会に渡って検討を重ね、組織的・計画的に実施に向けて取り組んでいる。

実施の際には、対象者の受講管理を確実にするため及び受講内容の振り返りも含め受講者に研修会後のアンケート回答を求めている。さらに当日の欠席者対応および研修会の振り返りのため研修会当日のオンライン対応も行っている。実施後にはFD委員会(年度末研修会の場合には次年度の委員会)で報告・振り返りをし、年度末の報告書にて記載し、次年度以降の本学のFD活動およびFD研修会企画に活かすようにしている【5-3-2】。

また、本学のFD委員会では、上記のFD研修会に限らず、授業評価アンケートや教員相互授業参観、ベストティーチャー賞に関する業務も行っている【5-3-b】。FD研修会を立案・計画する際には、FD業務全般を見据えた上で、それぞれの時期に適した研修会テーマを考案している。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学は、職員の資質及び能力の向上を目的として、東京未来大学職員研修規程を定め、学内外を問わず、個別又は全体に資する研修会及び勉強会を組織的に実施している【5-3-b】。

また、法人本部である人財部においては、職員向けに入社年次に応じた階層別研修を設定し、計画的な研修計画を策定している。さらに、入職三年目以上の職員を対象とする外部研修の案内を行い、業務能力の研鑽の機会を提供している【5-3-c】。

加えて、教職員に係るSD研修については、毎年3月及び9月に開催する全体会議の機会を活用し、FD研修と併せて実施している【5-3-4】。

なお、本学は東京未来大学職員人材育成方針を定め、自己啓発に関する個人目標の設定を促すとともに、全体研修に加え、学内外の研修・勉強会への年一回以上の参加又は実施を掲げている【5-3-3】。

さらに、SD方針として、学生を中心に据えた学修者本位の教育を実現するため、職務に必要とする高度な知識を修得することを基本方針とし、専任教員及び専任職員に対して受講を必須としている。この方針に基づき、全体会議においてEM局主催によるSD研修を実施するとともに、コンプライアンス委員会主催によるコンプライアンス研修も年に1度行っている【5-3-d】。コンプライアンス研修については、コンプライアンス委員会に属している研修担当者が、研修の内容に関して毎年検討及び見直しの上、研修案を委員会にて審議、決定している。

また、毎年全学教授会においてSD研修計画を付議し、組織的かつ計画的な研修体制を整備している。【5-3-3】。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1)5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2)5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

研究時間確保のために、専任教員の年間コマ数は12コマを基準とし、学部および専攻・学科で、この水準を遵守するために毎年調整を行っている。

施設設備の研究環境を整えるために、専任教員は一人1部屋の研究室を保有し、パソコン、プリンター、机、本棚などの基本的な設備も整えている。研究室は本館3、4階及びA棟2階に集中配置し、各部屋に冷暖房の空調が整備されている。各研究室は本館の場合学生10名、A棟の場合は6名程度の座席を確保できるミーティングテーブルが設置可能な広さを有する。静音性については本館では優れており、A棟では概ね受け入れ可能な水準である。

また、本館3階、A棟2階に複数の複写機や輪転機を置いた印刷室が設けられ、教職員が授業や研究のために自由に使用できるようになっている。研究室備え付けのパソコンが

故障した際には、学内担当部署より迅速に代替機が供給され、教育・研究活動に支障をきたすことがないように制度設計がなされている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び関連指針等を定め、本学における研究不正行為等の防止および適切な研究活動の保持に必要とされる各種手続きや研究倫理教育等を担う研究倫理・不正防止委員会を設置し、不正等の防止及び対応を行っている。

また、文部科学省や日本学術振興会より毎年度実施される、学内の研究倫理チェック体制や、経理不正チェック体制に関する履行状況調査等に対して客観的かつ適切に回答できる体制を整えている【5-4-3】。

学内における研究倫理に関する規則の厳正な運用としては、具体的には以下の4点が挙げられる。

- ①教職員の研究倫理の醸成のため、効率的で実効性のある研修を毎年度春学期・秋学期各1回実施している【5-4-b】。
- ②科学研究費のモニタリング(中間及び期末)を、科学研究費交付対象研究者(10%程度)を無作為に抽出し、毎年度実施している。
- ③研究倫理審査の申請があったものに対して、倫理基準に基づき審査を実施している【5-4-c】。
- ④教員らの協力のもと、学生に対する研究倫理・不正防止教育の指導を毎年度実施している【5-4-d】。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員は「東京未来大学個人研究費規程」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、個人研究費として、物的支援を含めて、一人当たり年間45万円が交付されている。【5-4-e】【5-4-f】。

また、さらなる学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が配分されている。特別研究助成金が適正に配分されるように、助成金を希望する専任教員は、研究推進委員会に申請し、委員会が取りまとめた申請書を、学長及び学部長に提出し、大学戦略会議の議を経て学長が助成金額を決定している。また、特別研究助成金を受けた専任教員は、年度末に研究推進委員会に報告書の提出を義務づけている。報告書は学内共有フォルダに格納され、教職員が自由に閲覧できる。申請額が50万円以上の研究については、別途、特別研究助成金対象研究の成果報告会を実施し口頭発表での報告を義務づけている【5-4-5】。

さらに教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」も導入している【5-4-g】。

研究推進のための人的支援については、「東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程」及び「東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領」に基づき、資料整理及び研究補助等の要因要員として、研究支援者を雇用することができる【5-4-3】【5-4-h】。RA制度については、現時点では規程等が未整備の状態である。

外部資金獲得のために、研究推進の担当事務から専任教員へ日本学術振興会の情報や財団からの研究助成金の募集などの情報をメールで周知している。その他にも上述した特別研究助成金の 50 万円以上の申請については、科研費申請を条件とし、申請様式も科研費申請様式に合わせて整備している。

また、委員会が年 2 回発行している「研究推進ニュースレター」には、学内の科研申請数や採択教員の研究内容、科研費以外の外部資金での研究内容などを掲載し、本学の外部資金獲得に向けた積極的な姿勢を全学に共有している【5-4-i】。

過去 3 年間の科研費採択件数及び獲得金額(直接経費)は、令和 5(2023)年度 19 件 50,210,000 円、令和 6(2024)年度 14 件 35,900,000 円、令和 7(2025)年度 11 件 38,480,000 円である。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

①学期ごとの授業評価アンケートや授業相互参観より、教員自らが学生の評価や他教員の授業の工夫を知り、授業を改善する機会を提供している。また授業評価アンケートにて良好な評価であった教員を対象にベストティーチャー賞を選出している。

②大学の本部である人財部が職員向けの研修を入社年次に合わせた階層別の研修を設定し、計画的な研修計画を設計している。また、入職 3 年目以上が対象となる外部研修も案内し、業務能力研鑽の機会を設けている。

③学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が傾斜配分されている。

④教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」を導入・活用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

なし。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

なし。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」「基準項目 6-1 を満たしていない。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人三幸学園（以下「本法人」という。）は、学校法人三幸学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に基づき設置する学校の経営を行い、そのうちの一つである大学も、学則等の規程に基づき適切な事業を運営している【6-1-a】。

また、寄附行為第3条に定める「教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、社会に有益な人材を育成する」という目的を実現するため、規律と誠実性を維持した経営を基本姿勢としている。そのため、組織倫理に関する規則を整備し、役員及び教職員がこれを遵守する体制を構築している。

まず、自主行動基準管理規程に基づき、役員及び教職員は法令遵守、社会的規範・倫理に則った行動、人権尊重を徹底し、学園の教育理念「技能と心の調和」に沿った実践力と創造性を重視している。この基準は学園全体に適用され、役員は率先してその精神を実現し、関係者への周知徹底を図っている。また、遵守状況は利害関係者に公開し、評価・意見を受ける仕組みを整え、監事による監査対象としている【6-1-1】。

次にリスク管理規程により、自然災害、情報漏えい、法令違反、事件事故などのリスクを体系的に管理し、危機発生時には危機対策本部を設置して迅速な対応を行っている。理事長を最高責任者とし、総務部を中心に全学的なリスク管理体制を整備し、損失の最小化と業務の継続を図っている【6-1-b】。

さらに、コンプライアンス管理規程において、法令・学内規程・社会的倫理を遵守する体制を整備している。理事長を統括責任者とし、理事会が監督機能を担うほか、コンプライアンス委員会を設置し、各部門に担当者を配置している。また、内部通報制度や公益通報者保護規程を整備し、通報者が不利益を受けない仕組みを確保している【6-1-c】。

これらの規程に加え、就業規則や組織規程と連携し、内部統制システムを通じて組織倫理を担保し、適切かつ誠実な運営を実現している。

情報の公表については、法令等に基づき適切に行っている。私立学校法及び寄附行為に基づき、財務情報にとどまらず寄附行為、計算書類及び事業報告書並びに監査報告書、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準など、ホームページに教育情報とともに掲載し情報公開の充実を図っている。また、法律上公開が定められていない情報についても積極的に本法人のホームページに公表している【6-1-2】。

また、大学においては教学マネジメント指針及び学校教育法の定めに基づき、情報公表を行っている。具体的には、学修成果や教育成果に関する情報として、入学者数・在籍者数・卒業者数、進路・就職状況、成績評価や卒業要件の公表から、学修成果を保証する条件情報として、授業科目やシラバス、教育課程編成方針、教職員数や組織体制、教育研究

上の目的、施設・設備の状況、授業料等の費用、学生支援体制、障がい学生支援方針などを公表している。さらに、IRセンター規程や自己点検・評価報告書を通じて、教学改善のPDCAサイクルを可視化し、内部質保証の取り組みを明示している。これらの情報公開は、法令で定められた義務項目に加え、教学マネジメント指針が求める透明性と質保証の観点を踏まえたものである【6-1-d】。

法人の内部統制システムについて、内部統制システム整備の基本方針に基づき、理事会が定期的かつ適正に開催され、重要事項の審議・決定と理事の職務執行の監督を行っている。また、職務権限規程に基づき職務分掌と決裁権限を明確化することで、業務の適正性と効率性を確保している。さらに、業務執行機関から独立した内部監査部門を設置し、定期的な監査を通じて業務の適正性を検証している。加えて、リスク管理規程に基づくリスク管理体制、災害・事故等の緊急時対応体制、コンプライアンス規程に基づく教育・啓発活動、匿名通報窓口の設置、監事による監査体制の整備などを通じて、法令・寄附行為に適合し、業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備している【6-1-6】。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本法人は、環境保全と人権尊重を基本方針として、職場環境の整備と教職員の健康保持に関する取り組みを継続的に実施している。

環境面では、労働安全衛生法に基づき衛生管理規程を定め、衛生管理者・衛生推進者・産業医を選任し、職場の衛生巡視や施設改善を行っている。また、衛生委員会において、健康障害防止や快適な職場環境づくりに関する基本対策を審議し、年1回の定期健康診断を義務付けることで、教職員が安心して働ける環境を確保している【6-1-e】。

人権面では、ストレスチェック制度実施規程に基づき、毎年ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の予防に努めている。結果は本人にのみ通知され、同意なく第三者に提供されることはなく、プライバシー保護を徹底している。高ストレスと判定された場合には、産業医または外部委託医師による面接指導を希望でき、必要に応じて就業上の措置を講じる。さらに、教職員およびその家族が利用できるメンタルサポートデスクを設置し、電話・Web・対面による専門カウンセラーへの相談体制を整備している。加えて、ストレスチェックや健康診断の結果は法令に基づき厳重に管理し、記録は5年間保管される。相談内容や健康情報は本人の同意なく第三者に開示されることはない【6-1-f】。

これらの取り組みにより、当法人は安全で快適な職場環境の確立と教職員の尊厳と健康保持を両立させ、持続可能な組織運営を推進している。

危機管理体制として、学内外における危機管理体制を整備し、適切に機能させるため、リスク管理規程および関連規程に基づき組織的な仕組みを構築している。理事会の直轄機関としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針策定、危機管理マニュアルや細則の整備をしている。リスク動向の把握・調査や、危機管理対策の評価・見直しへ向けて検討を進めていく。委員会はリスク管理担当理事を委員長とし、必要に応じて関係者を招集し、情報共有や意思決定を迅速に行う体制を確保している。また、重要事項については理事会の決議を経て決定する仕組みを整えている【6-1-b】。

さらに、情報セキュリティの観点から情報セキュリティ対策基本方針を制定し、本法人が保有する情報資産の安全な取り扱いを徹底している。同方針に基づき、情報セキュリティ管理体制の整備、法令・規程の遵守、インシデント対応、構成員への教育・訓練を継続的に実施している。また、危機発生時には、リスク管理委員会を中心に緊急連絡網を活用し、速やかに理事会へ報告、関係部署への指示を行う体制を確立している【6-1-g】。

加えて、危機管理マニュアルは定期的に見直しを行い、自然災害・感染症・情報セキュリティインシデントなど多様なリスクに対応できる内容を整備している。

これらの取り組みにより、本法人は危機発生時に迅速かつ適切な対応が可能な体制を確立しており、学内外に対する危機管理が実効性をもって機能している【6-1-10】。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」「基準項目 6-2 を満たしていない。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき学校教育を行い、社会に有益な人材を育成することを目的としている。

この使命を達成するため、寄附行為及び理事会運営規則に基づき、理事会を法人の意思決定・執行機関として設置し、法人の経営に関する重要事項を決議する体制を整備している【6-2-a】【6-2-b】。

理事会は、予算・事業計画の作成や基本財産の処分等を決議し、寄附行為の変更や合併等の重要事項については、評議員会の決議を経て決定している。

さらに、理事会が機動的かつ的確に意思決定を行うため、専門学校等常任理事会(以下「専門理事会」という。)を設置し、理事会に付議すべき事項については、あらかじめ専門理事会で審議を行う仕組みを整えている。専門理事会は、毎月定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催される。これにより、理事会における意思決定の迅速化と質の向上を図っている【6-2-c】。

理事会は、理事会運営規則に基づき、理事長が招集し、会議の日時・場所・目的を通知する手続きを経て開催される。定時理事会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、さらに 3 月に 1 回以上開催することが義務付けられているが、毎年度定例で開催をしている

【6-2-d】。議事録は議長及び出席理事より互選された理事 2 名以上及び出席した監事の署名押印をもって作成し、事務所に 10 年間備え置くことが義務付けられている。また、理事会の決議事項は寄附行為及び細則により明確化されており、法人運営の根幹に関わる事項が理事会で決定される。

これらの規程に基づき、理事会は適正に運営されている。

理事の選任は、寄附行為に基づき評議員会の決議により行われる。理事は、学長(校長)から選任される者 1 名と、評議員会で選任される者 8 名以上 10 名以内で構成されてお

り、令和 7(2025)年度の理事総数は 9 名である。理事の資格は、私立学校法に定める要件を遵守し、適格性を確保している。また、任期は選任後 4 年以内に終了する会計年度の定時評議員会終結時までとし、再任が可能である。解任についても、職務上の義務違反や不正行為があった場合には評議員会の決議により解任できる仕組みを整えている。

これらの手続きにより、理事の選任は適正に行われている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学は、建学の精神と教育理念に基づき、大学の使命・目的を達成するため、全学的な理解と実践を促進しながら継続的な改善に取り組んでいる。

毎年度、教職員に配布する手帳に学園及び大学のミッションを明記し、理事及び学長による年二回の全学教職員連絡会議において、ミッションに沿った年度方針や重点施策を説明することで、教職員が一体となって取り組む体制を整えている【6-2-e】【6-2-f】。また、入学式や卒業式の式辞を通じて、大学が期待する人材像を学生に明確に伝え、教育の方向性を共有することで、学生が主体的に学修できる環境を構築している。

さらに、本学は日本私立大学協会のガバナンス・コードに準拠し、毎年度、適合状況を自主的に点検・公表することで、運営の適正と透明性を確保している。理事・理事会、監事、評議員・評議員会等の機能強化や改善を継続的に実施し、学園及び大学のガバナンス体制を着実に向上させている【6-2-g】。

加えて、東京未来大学では令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度にかけての中期経営計画に基づき、「学生を中心に据えた学修者本位の教育の実現」を基本方針として、教育・研究・地域貢献・ガバナンス・学生支援・管理運営の各分野で重点施策を推進している。教育面では、一般教育の内容の見直しと専門教育との有機的連携、データサイエンス・AI 教育の推進、ICT 活用教育の強化、入学者選抜方法の見直し、図書館機能の充実を進めている。研究面では、特別研究助成金制度の柔軟運用、大型科研費申請支援体制の整備、研究成果の公表とオンライン化、研究倫理向上と不正防止体制の強化を図っている。地域貢献では、足立区大学連携事業への参画や地域企業との共同プロジェクト支援、学生ボランティア活動の推進を行っている。さらに、教学マネジメントにおいては外部評価員制度の確立、FD 活動の推進、学修成果の可視化を進め、学生支援では学修支援体制の整備、キャリア支援の強化、留学・異文化交流支援を充実させている。

管理運営面では、入学定員確保に向けた募集活動強化、財政基盤の安定化、教育環境整備を計画的に実施している【6-2-h】。

これらの取組みは、全体会議での方針共有、自己点検・評価、外部評価員制度、FD 活動を通じて PDCA サイクルに基づき継続的に改善されており、本学は教育・研究・社会貢献・ガバナンスの各側面で使命・目的の達成に向けた努力を着実に進めている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1)6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」「基準項目 6-3 を満たしていない。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人では、意思決定において理事会と評議員会が適切な意思疎通と連携を図る体制を整えている。

理事会は、重要な資産の処分または譲受け、多額の借財、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成または変更、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準、収益事業に関する重要事項、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附金品に関する募集、学則の制定及び変更、その他重要事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで決議している。また、法令に基づき、評議員に対しては評議員会開催前の1週間前までに、議題及び議案概要を通知している。これにより、評議員が適切に議案内容を把握し、十分な審議が行える体制を確保している。さらに、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事長が再度審議を尽くすため評議員会を招集できる旨を規定しており、両会の協議を重視する仕組みが確立されている。【6-1-a】

また、教職員の意見や提案を反映するための制度を整備している。大学では年1回、全教職員が理事長、学長、エンロールメント・マネジメント局長宛に提出する自己申告書制度を通じて、業務改善や教育環境の充実に関する意見を収集しているほか、法人として教職員から、既存事業における新商品や新規事業、新たな広報やプロモーション戦略を提案できる SANKO*夢プロジェクト制度により、教職員の自主的な提案を奨励し、採択された提案は学園の事業として実施される仕組みを設けている。

これらの制度は、現場の声を経営に反映させる重要な役割を果たしており、ガバナンスの透明性と双方向性を確保するための実効的な手段となっている【6-3-a】。

6-3-② 評議員と監事のチェック機能

評議員の選任は、寄附行為に基づき私立学校法に定める資格・構成要件を満たす者から適切に選任されている。任期についても寄附行為に基づき、選任後4年以内に終了する会計年度の定時評議員会の終結時までとし、再任は可能である。構成については、法人運営に関する識見を有する者を含め、法令及び寄附行為で定める人数・資格要件を遵守し、評議員会は寄附行為及び評議員会運営規則に基づき運営されている。同規則では、招集手続き、通知期限、議事録作成、定足数、議決方法、特別利害関係者の除斥に加え、議長、出席評議員2名以上、及び出席した監事による議事録への署名押印義務が明記されており、法改正に則った適正な運営を確保している【6-3-b】。

令和7(2025)年度においては6回の評議員会を開催し、理事会における重要事項(資産処分、多額借財、予算・事業計画、学則改正等)について事前に意見を聴取した【6-3-c】。理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事長が再度評議員会を招集できる規定を設けている。

監事は寄附行為及び私立学校法に基づき、適正に選任されている。監事は2名以上3名以内で構成し、学園運営や財務管理に関する識見を有する者を評議員会の決議によって選任している。選任に際しては監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止するこ

とができる者としている。さらに、私立学校法第 145 条の規定に基づき、常勤監事を設置し監査の実効性を高めている。

監事の職務として、寄附行為及び監事監査規程に基づき、法人の業務・財産状況並びに理事の業務執行状況を監査している。監査は書面監査及び実地監査を組み合わせ、定期監査と必要に応じた臨時監査を実施する体制を整備している。監事は理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて理事や職員に説明を求め、資料提出を受ける権限を有する。監査結果は監査報告書として理事会及び評議員会へ適切に報告がなされている。【6-3-4】。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-① 財務運営の確立

本法人は大学、短期大学、通信制高等学校、特別支援学校、中学校、専門学校、日本語学校、保育事業、児童福祉事業など多様な教育・福祉事業を展開しており、令和 2 年度以降、学生生徒数は毎年増加傾向を示している【6-4-a】。財務基盤の柱となる学生生徒納付金収入は令和 2 年度対比で大幅に増加し、2026 年度予算では約 520 億円規模に達している。経常収支差額および基本金組入前収支差額も高水準で推移し、法人全体として安定した経営基盤を確立している【6-4-b】。

資金調達は借入金に依存せず、自己資金を中心に校舎改修や設備投資を実施しており、資産構造は固定資産と流動資産のバランスを保ちつつ、流動性を確保している。大学についても、こども心理学部およびモチベーション行動科学部ともに入学定員を充足しており、既存学部及び法人全体の盤石な財務基盤に支えられているため、大学経営に特段の懸念はない。

6-4-② 収支バランスの確保

本法人では、収入と支出のバランスを維持するため、経常収支比率や基本金組入前収支差額を重要な指標として管理している。2026 年度予算では、経常収支差額は 9,275 百万円、基本金組入前収支差額は 9,278 百万円と、事業活動収入(68,935 百万円)に対して事業活動支出(59,657 百万円)を抑制し、健全な財務状態を確保している【6-4-c】。

設備投資等に係る支出額は、原則としてこの基本金組入前収支差額の範囲内で予算化されており、2026 年度の設備関係支出は 246 百万円(前年度 192 百万円)となっている。

さらに、事業計画書では「永続的な教育研究を可能とするため、校地・校舎等の基本財産の維持を前提に、長期にわたり資金の収支均衡が安定的に保たれることを確認できるよう、学校法人会計基準に基づき財務諸表を作成している」と明記されており、これに基づき予算編成方針を策定している【6-4-1】。

外部資金の導入実績として、私立大学等経常費補助金の獲得に向けた努力を継続しているものの、改革総合支援事業の難易度の高さ等により、補助金獲得は依然として厳しい状況にある。令和2年度と比較して令和7年度は増加しているものの、競争的環境下での獲得額の伸びは限定的であり、今後は科学研究費等の競争的研究費をはじめ、受託事業による資金の獲得にも努めている。外部資金の導入により安定した財務基盤の確立し、さらなる改善を図る必要がある【6-4-3】。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では、ミッション及びビジョンに基づき、令和5(2023)年度に第3期中期経営計画(5か年計画)を策定した。当該計画においては、専門学校を含む新設校の設置、教育研究環境の維持・充実、並びに教育体系等の改革を重点課題として掲げている【6-4-d】。

財務面においては、第3期中期経営計画において「財務基盤の更なる安定化」を目標として設定し、その裏付けとして、計画期間における収支予測、投資計画及び資金調達方針を含む財務計画を策定している。この財務計画は、各年度の予算編成に反映され、監事立会いのもと、理事・法人本部・各部門責任者による予算編成会議を経て、事業計画及び予算書として確定される。また、毎年9月までに財務計画の見直しを行い、短期的な変動要因を反映させることで、安定的な財務運営に努めている。

第3期中期経営計画は令和5(2023)年度より開始しており、初年度の進捗状況については、計画通りに予算編成及び事業実施が進んでいる。特に、新設校設置に向けた準備や教育環境の充実に関する投資は、財務計画に沿って実施されており、財務基盤の安定化に向けた取組も着実に進捗している【6-4-e】。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)6-5の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」「基準項目 6-5 を満たしていない。」

(2)6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人では、学校法人会計基準に準拠し、法人が定める経理規程及び経理事務処理要領、その他関連規程に基づき、適正な会計処理を実施している。経理規程においては、会計処理の原則を学校法人会計基準に従うことを明記し、収益事業会計についても公正妥当な企業会計の原則に準拠している【6-5-1】。また、固定資産の取得・管理・処分については固定資産管理規程に基づき、資産台帳の整備、現物照合、減価償却、除却等を適正に行っている【6-5-a】。

会計事務の運用体制としては、学園総務部を経理統括部門とし、各学校にて日常の仕訳・伝票処理を行っている。学園総務部は毎月、各学校から提出される仕訳伝票・帳簿類を確認し、誤りがあれば都度指導を行うほか、毎年10月に中間仮決算を実施し、期末決算に向けたチェックを行っている。また、経理担当者や新任役職者に対しては、経理規

程・事務処理要領に基づく研修を定期的実施し、会計処理の適正性を確保している【6-5-1】。

さらに、判断が困難な場合には、会計監査人や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センターに確認し、租税に関しては所轄税務署に照会するなど、外部専門機関との連携により適正な処理を担保している。これにより、会計処理の透明性と信頼性を確保し、法令遵守を徹底している。予算と決算の乖離への対応については、経理規程に基づき、やむを得ない事由により予算の追加や変更が必要となった場合には、補正予算を編成し、理事長の承認を経て評議員会及び理事会に付議し決定している。この補正予算の手続きにより、予算管理の適正性と透明性を確保している。今後も、内部統制の強化と職員研修の充実を通じて、会計処理の高度化と説明責任の向上に努める。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人は、私立学校法に基づき、監事が議案を決定し、評議員会の決議によって選任している。選任にあたっては、独立性・専門性・実績を重視し、任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは再任している。令和7年度は2名を会計監査人として適切に選任を行った【6-5-b】。

会計監査は、計算書類(貸借対照表及び収支計算書等)及びその附属明細書並びに財産目録を対象に、書面審査と実地調査を組み合わせ実施している。証憑類の突合、取引の実在性・正確性の確認を行い、決算に係る最終監査後、監査報告書を監事及び理事会に提出している【6-5-3】。

監事監査は、監事監査規程に基づき、法人業務及び財務状況を対象に実施している。監事は、書面監査及び実地監査を組み合わせを行い、監事間で情報共有を行うとともに、会計監査人との連携を図り、相互チェック機能を発揮している。監事監査の結果は、監査報告書として理事会及び評議員会に報告している【6-5-c】。

内部監査は、内部監査規程に基づき、監査室が実施している。会計伝票・証憑類・予算書・稟議書の突合、重要資産の管理状況確認、部門責任者との面談を通じて業務執行状況を検証し、内部監査報告書を作成し、専門学校等常任理事会において報告を行うとともに、理事長に提出している。また、規程に基づき、報告書の内容や改善提言については監事に対しても遅滞なく報告がなされている。さらに、改善提言に対する是正措置の実施状況についても、監査室がその内容を確認した上で、速やかに理事長へ報告する体制を確立している【6-5-d】。

監査規程に基づき、会計監査人及び監査室と連携し、三様監査体制のもと情報共有や意見交換を行うことで、監事、会計監査人及び内部監査部門が相互に連携する体制を整備し、監査の実効性確保に努めている。また、予算と決算に著しい乖離がある場合には、補正予算の編成状況や承認手続きについても監査の対象とし、予算管理の適正性を確認している。

今後も、監査結果のフィードバックを強化し、内部統制の高度化と説明責任の向上に努める。

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果がでている取組、特色のある取組み

寄附行為および関連規程に基づき、組織倫理・法令遵守・内部統制を重視した運営を継続しており、自主行動基準管理規程やリスク管理規程、コンプライアンス管理規程を整備して役員・教職員の行動基準を明確にしている。また、教学マネジメント指針に沿った教育情報の公表、IR センターによるデータ分析、自己点検・評価報告書の作成により、教学の PDCA が可視化されている。

ガバナンスにおいては、理事会・専門理事会・評議員会が規程に基づき適切に運営され、教職員の提案制度(自己申告書・夢プロジェクト)を通じて現場の声を経営に反映する仕組みも機能している。

財務面では、学生生徒数の増加による安定した収入、自己資金中心の設備投資、基本金組入前収支差額の確保により健全な財務基盤を維持している。

さらに、学校法人会計基準に基づく会計処理、中間仮決算、会計監査人・監事・内部監査部門による三様監査連携により、透明性の高い会計・監査体制が確立している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検および外部評価では、外部資金獲得が依然として限定的であり、財源多様化の余地があることが明らかとなった。また、自然災害や感染症、情報セキュリティインシデントなど新たなリスクへの対応を見据え、危機管理マニュアルの定期的見直しや訓練強化の必要性も示された。

ガバナンス面では、理事会・評議員会・監事間の役割分担は整備されているものの、データ分析に基づく審議の高度化や教職員提案への多様化といった改善の余地があると考えられる。

(3) 課題に対する改善状況と今後の取組み予定

課題に対し、第3期中期経営計画のもと、競争的研究費や受託事業、共同研究の獲得支援を推進し、研究成果のオンライン公開や申請支援体制の充実により外部資金獲得の強化を図っている。

リスク管理面では、危機管理マニュアルの継続的改訂、インシデント対応訓練、緊急連絡網の検証を進め、情報セキュリティ対策基本方針に基づく教育・監査を強化している。ガバナンスでは、三様監査の定例化と議論の記録化、専門理事会での事前審議の精緻化、エビデンス添付の標準化を進め、教職員提案制度では採択案件の進捗共有や迅速なフィードバックにより、組織内の改善サイクルを強化している。

Ⅵ. エビデンス集一覧

エビデンス集(資料編)一覧

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/purpose.html	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学生便覧 履修の手引き(通学・通信教育課程)	
【1-1-b】	オリエンテーション「東京未来大学での学び方」 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/courses/manabikata.pdf	
【1-1-c】	大学案内(通学・通信教育課程)	
【1-1-d】	東京未来大学 学生募集要項(通学・通信教育課程)	
【1-1-e】	保護者・保証人説明会のお知らせ	
【1-1-f】	求人のためのご案内	
【1-1-g】	中期経営計画(2025年度～2029年度) https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/middle_period.pdf	
【1-1-h】	専攻会・学部教授会・全学教授会議事録	
【1-1-i】	全学教授会議事録	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	東京未来大学内部質保証に関する方針 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/self_evaluation/internal_quality.pdf	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証体制の関係図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	【1-1-2】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	東京未来大学学則第2条	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	【1-1-2】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	自己点検評価書 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/self_evaluation/2025_kibou.pdf	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検・評価・改善委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		

東京未来大学

【2-2-4】	【発信文書】自己点検評価書の公表について	
	CoLs 自己点検評価書を公表した通知	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	東京未来大学アセスメントプラン	
【2-2-b】	教育の質を保証するためのアセスメント https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/self_evaluation/2024_assessment.pdf	
【2-2-c】	全学教授会議事録	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげる関係図	※
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	内部質保証体制の関係図	※
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	【1-1-2】と同じ
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	学部教授会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	全学教授会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	外部評価員会議事録 意見交流会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	学生便覧履修の手引き(通学)「CAによるサポート体制について」	【1-1-a】と同じ
【2-3-b】	学生便覧履修の手引き(通信教育課程)「キャンパスアドバイザー(CA)制度」	【1-1-a】と同じ
【2-3-c】	学生便覧(通学・通信教育課程) 履修の手引き「オフィスアワー」	【1-1-a】と同じ
【2-3-d】	教育改善向上(FD)活動報告書	
【2-3-e】	学生生活実態調査・卒業時アンケート報告書	
【2-3-f】	全学教授会議事録	
【2-3-g】	自己点検・評価・改善委員会議事録	
【2-3-h】	東京未来大学のアセスメントプラン	【2-2-a】と同じ
【2-3-i】	全学教授会議事録	
【2-3-j】	教育の質を保証するためのアセスメント https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/self_evaluation/2024_assessment.pdf	【2-2-b】と同じ
【2-3-k】	東京未来大学外部評価員規程	
【2-3-l】	中期経営計画(2025年度～2029年度)	【1-1-g】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	アドミッション・ポリシーを示す部分の URL (通学) https://www.tokymirai.ac.jp/feature/policy.html (通信教育課程) https://corres.tokymirai.ac.jp/info/education_philosophy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	東京未来大学全学教授会規程	【2-3-2】と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	東京未来大学全学入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	東京未来大学 学生募集要項(通学・通信教育課程)	【1-1-d】と同じ
【3-1-b】	大学案内 (通信教育課程)	
【3-1-c】	東京未来大学入学者選考規程	
【3-1-d】	全学入試委員会議事録	
【3-1-e】	通信教育課程 出願形態	
【3-1-f】	通信学務委員会規程	
【3-1-g】	入学者選考の基準及び可否処理の手順に関する申し合わせ(通信教育課程)	
【3-1-h】	通信学務委員会議事録	
【3-1-i】	情報の公表 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/	
【3-1-j】	全学入試委員会議事録 全学教授会議事録	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援に関する方針・計画	※
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	学修支援室規程	※
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
	東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	学生便覧(通学・通信教育課程) 履修の手引き 「オフィスアワー」	【1-1-a】と同じ
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	障がいのある学生支援に関わる基本方針 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/disability_support.html	計画・実施状況なし
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	東京未来大学学部教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	求める教員像及び教員組織の編成方針 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/teacher_image.pdf	
【3-2-b】	本学公式ウェブサイト 入学前教育 https://www.tokymirai.ac.jp/examination/preadmission.html シラバス 基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ 新入生オリエンテーションのご案内 スタートアップセミナーのご案内	
【3-2-c】	学生便覧(通学) 履修の手引	

【3-2-d】	WEB オリエンテーション	
【3-2-e】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程 東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程 TA 研修実施報告	
【3-2-f】	学生便覧(通学) 履修の手引	【1-1-a】と同じ
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	キャリア支援に関する方針・計画	※
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	学生便覧 (通学) 履修の手引き	【1-1-a】と同じ
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	東京未来大学キャリアセンター規程	
	東京未来大学保育・教職センター規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	キャリアガイダンス日程一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	学生便覧(通学) 履修の手引	【1-1-a】と同じ
【3-3-b】	シラバス(キャリア科目)	
【3-3-c】	キャリアガイダンス一覧表	【3-3-4】と同じ
【3-3-d】	大学推薦型オープンカンパニー支援 1 日保育・教育体験の方針について	
【3-3-e】	実施資格講座予定	
【3-3-f】	学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	
【3-3-g】	就職係会議メモ	
【3-3-h】	キャリアセンターからのお知らせ	
【3-3-i】	みらいナビについて	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活支援に関する方針・計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	東京未来大学学生生活委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	東京未来大学学友会会則	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	東京未来大学みらい奨学金制度規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	東京未来大学保健室規程	
【3-4-b】	東京未来大学学生相談室規程	
【3-4-c】	東京未来大学学生生活委員会規程	【3-4-2】と同じ
【3-4-d】	東京未来大学学友会会則	【3-4-3】と同じ
【3-4-e】	学友会予算表	
【3-4-f】	東京未来大学特待生制度に関する申し合わせ	
【3-4-g】	東京未来大学みらい奨学金制度規程	【3-4-4】と同じ
【3-4-h】	日本学生支援機構の貸与状況を示す資料	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	東京未来大学施設管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	スタートアップセミナー資料(パソコン操作について)	

図書館に関する規則		
【3-5-3】	東京未来大学図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	東京未来大学図書館 https://www.tokymirai.ac.jp/library/	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	東京未来大学 校舎等の耐震化率について https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/school_durable.pdf	
臨地実務実習施設一覧(専門職大学のみ)		
【3-5-6】	対象外	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	東京未来大学 土地・建物面積表	
【3-5-b】	学生便覧(通学)履修の手引き	【1-1-a】と同じ
【3-5-c】	東京未来大学情報通信設備利用細則	
【3-5-d】	eduroam 配付文書	
【3-5-e】	PC 貸出について	
【3-5-f】	講義棟教室定員・機材一覧・点検	
【3-5-g】	バリアフリーマップ https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/bfmap.pdf	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	https://www.tokymirai.ac.jp/feature/policy.html	通学
	https://corres.tokymirai.ac.jp/info/education_philosophy/	通信教育課程
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	東京未来大学の学び方	
	学生募集要項	
	学生便覧(通学・通信教育課程) 履修の手引き	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	東京未来大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	東京未来大学こども心理学部履修規程	
	東京未来大学モチベーション行動科学部規程	
	東京未来大学学則(第 34 条、37 条、44 条)	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	東京未来大学全学教授会規程	※東京未来大学全学教授会規程は【4-1-2】と同じ。
	東京未来大学学部教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準(専門職大学のみ)		
【4-1-7】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	学生便覧 履修の手引き (通学・通信教育課程)	

東京未来大学

【4-1-b】	【通学】教員ハンドブック	
【4-1-c】	教員ハンドブック(通信教育課程版)	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-1】	東京未来大学全学教授会規程	【4-1-2】と同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-2】	東京未来大学の学び方	【4-1-3】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-3】	カリキュラム・マップ（東京未来大学の学び方）	
履修に関する規則		
【4-2-4】	東京未来大学こども心理学部履修規程	【4-1-5】と同じ
	東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程	【4-1-5】と同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-5】	東京未来大学全学教授会規程	【4-1-2】と同じ。
	東京未来大学学部教授会規程	【4-1-6】と同じ。
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-6】	シラバス作成要項（通学・通信）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	東京未来大学教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録(専門職大学のみ)		
【4-2-8】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧(専門職大学のみ)		
【4-2-9】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	シラバス第三者チェック要領	
【4-2-b】	【通学】教員ハンドブック	【4-1-b】と同じ。
【4-2-c】	通信教育課程に関する規程	
【4-2-d】	学生便覧履修の手引き(通学・通信教育課程)	【1-1-a】と同じ
【4-2-e】	SA 配置授業一覧	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	身につけるべき学士力（東京未来大学の学び方）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学生便覧履修の手引き(通学・通信教育課程)	【1-1-a】と同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	東京未来大学のアセスメントプラン	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	東京未来大学学部教授会規程	【4-1-6】と同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	教育の質を保証するためのアセスメント	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	こども心理学部教授会議事録	
	モチベーション行動科学部教授会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

基準 5. 教員・職員

基準項目

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	内部質保証の関係図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	東京未来大学学則第 6 条	
・	東京未来大学組織規程 第 3 条	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	東京未来大学全学教授会規程	【4-1-2】と同じ。
	東京未来大学学部教授規程	【4-1-6】と同じ。
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催一覧表	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	東京未来大学学則 第 41 条、第 48 条	
事務局組織図		
【5-1-7】	EM 局内 組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	東京未来大学組織規程	第 8 章
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	三幸学園就業規則	
教育課程連携協議会の規則(専門職大学のみ)		
【5-1-10】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿(専門職大学のみ)		
【5-1-11】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
【5-1-b】	東京未来大学大学戦略会議規程	
【5-1-c】	全学委員会一覧	
【5-1-d】	教職員協働関係図 EM 局内組織図	
【5-1-e】	東京未来大学組織規程	
【5-1-f】	東京未来大学キャンパスアドバイザー業務運営細則	
【5-1-g】	委員会委員等一覧	
【5-1-h】	採用会議	
【5-1-i】	人事評価マニュアル	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程	
	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則	
	求める教員像(本学ホームページ)	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	東京未来大学人事委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	大学設置基準および大学通信教育設置基準対比専任教員・教授数	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		

FDの方針・計画		
【5-3-1】	FDの方針・計画	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	FD研修に関する報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	全学教授会議事録	
SDの実施報告書		
【5-3-4】	専任教職員研修報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	東京未来大学教育改善向上委員会規程	
【5-3-b】	東京未来大学職員研修規程	
【5-3-c】	階層別研修体系	
【5-3-d】	コンプライアンス研修について	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究環境に関する調査の結果	なし
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境整備の方針・計画	なし
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	東京未来大学研究倫理指針	
	東京未来大学公的研究費に係る管理・監査のガイドラインに係る規程	
	東京未来大学研究活動上の不正防止及び対応に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	東京未来大学特別研究助成金事務取扱要領	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	東京未来大学研究助成金に関する規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	なし
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	メール文【特別研究助成金申請】2025 年度特別研究費(研究費加算)の申請について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	東京未来大学基準コマ数超過手当支給規程	
【5-4-b】	研究倫理・不正防止研修会に関する報告書	
【5-4-c】	研究倫理審査結果通知書	
【5-4-d】	演習・卒業論文の研究倫理・不正防止の指導学生への指導一覧	
【5-4-e】	東京未来大学個人研究費規程	
【5-4-f】	東京未来大学個人研究費に関する細則	
【5-4-g】	東京未来大学専任教員長期研鑽制度に関する規程	
【5-4-h】	東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領	
【5-4-i】	東京未来大学研究推進ニュースレター	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	自主行動基準管理規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人三幸学園情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/	
.		
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-5】	内部統制の組織体制を示す図	なし
内部統制に関する規則		
【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	なし
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-7】	ハラスメント防止に関する規程 東京未来大学ハラスメント防止規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-8】	個人情報保護規程 東京未来大学個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-9】	リスク管理マニュアル 東京未来大学危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-10】	リスク管理マニュアル 危機管理マニュアル(学生向け)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人三幸学園寄付行為	
【6-1-b】	リスク管理規程	
【6-1-c】	コンプライアンス管理規程	
【6-1-d】	情報の公表について https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/	
【6-1-e】	衛生管理規程	
【6-1-f】	ストレスチェック制度実施規程 三幸グループメンタルサポートデスクの利用方法	
【6-1-g】	情報セキュリティ対策基本方針	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	寄付行為	※【6-1-a】ご参照ください。
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	評議員会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		

【6-2-6】	職務執行状況報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	寄付行為施行細則	
【6-2-b】	理事会運営規則	
【6-2-c】	専門学校等常任理事会運営規則	
【6-2-d】	理事会開催一覧	
【6-2-e】	三幸学園手帳	
【6-2-f】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	
【6-2-g】	ガバナンス・コードに係る適合状況	
【6-2-h】	東京未来大学中期経営計画	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	監事監査計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	自己申告書提出について 夢プロジェクト応募要領	
【6-3-b】	理事会議事録 評議員会議事録	
【6-3-c】	評議員会開催一覧	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	事業計画書	
財務計画書		
【6-4-2】	事業計画書	※【6-4-1】ご参照ください。
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	私立大学等経常費補助金変更交付決定値通知書 私立大学経常費補助金推移表	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	資金運用管理規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	在籍生徒数推移表(学校法人基礎データベース)	
【6-4-b】	事業活動収支内訳表	
【6-4-c】	計算書類	
【6-4-d】	第3期中期経営計画(2023年度～2027年度) 第3期中期経営計画進捗報告書	
【6-4-e】	第3期中期経営計画進捗報告書	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程 経理事務処理要領	
会計監査人の選任に関する規則		

東京未来大学

【6-5-2】	三幸学園寄付行為	※【6-1-a】ご参照ください。
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	会計監査結果 監事報告	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	大学戦略会議議事録	
【6-5-b】	固定資産管理規程	
【6-5-c】	理事会議事録 評議員会議事録	
【6-5-d】	内部監査規程	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。